

第514回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和5年1月24日（火）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員， 委員

5 議 題

第1号議案 海区漁場計画の案について（諮問）

第2号議案 はまぐりの採捕数量制限について（委員会指示）

第3号議案 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について（委員会指示）

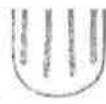
第4号議案 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について（委員会指示）

第5号議案 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について（委員会指示）

第6号議案 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について（委員会指示）

6 その他

7 閉 会



資料No. 1 - 1

漁諮問第13号

茨城海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条の規定に基づき、茨城海区に係る海区漁場計画を別紙のとおり定めたいので、同法第64条第4項の規定に基づき、意見を求める。

令和5年1月11日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の理由

茨城海区において現在免許している共同漁業権15件及び定置漁業権1件の存続期間は令和5年以内に満了するが、当該海区における漁業生産力の発展と水産資源の保存及び管理を図るためには、引き続き漁業の免許をする必要があり、また、公益にも支障を及ぼさないと認められるので、別紙のとおり海区漁場計画を定め、意見を求めるものである。

茨城海区漁場計画 (案)

第1 漁業権に関する事項

1 公示番号 茨共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県北茨城市平潟町地先

ウ 漁場の区域

次の基点ア、イ、ウ、エ及び基点第24号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	緯度経度	位置
基点J	36° 51.484' N 140° 47.618' E	茨城県北茨城市平潟町平潟漁港西防波堤に設置した標識
基点第24号	36° 50.517' N 140° 47.833' E	茨城県北茨城市平潟町字北ノ作1435番地の1に設置した標柱
ア	36° 51.545' N 140° 47.604' E	基点Jから348度45分32秒(真方位)115メートルの点
イ	36° 51.567' N 140° 47.634' E	アから48度33分8秒(真方位)59.5メートルの点
ウ	36° 51.669' N 140° 48.363' E	イから79度30分(真方位)1,100メートルの点
エ	36° 50.598' N 140° 48.293' E	基点第24号から77度(真方位)700メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

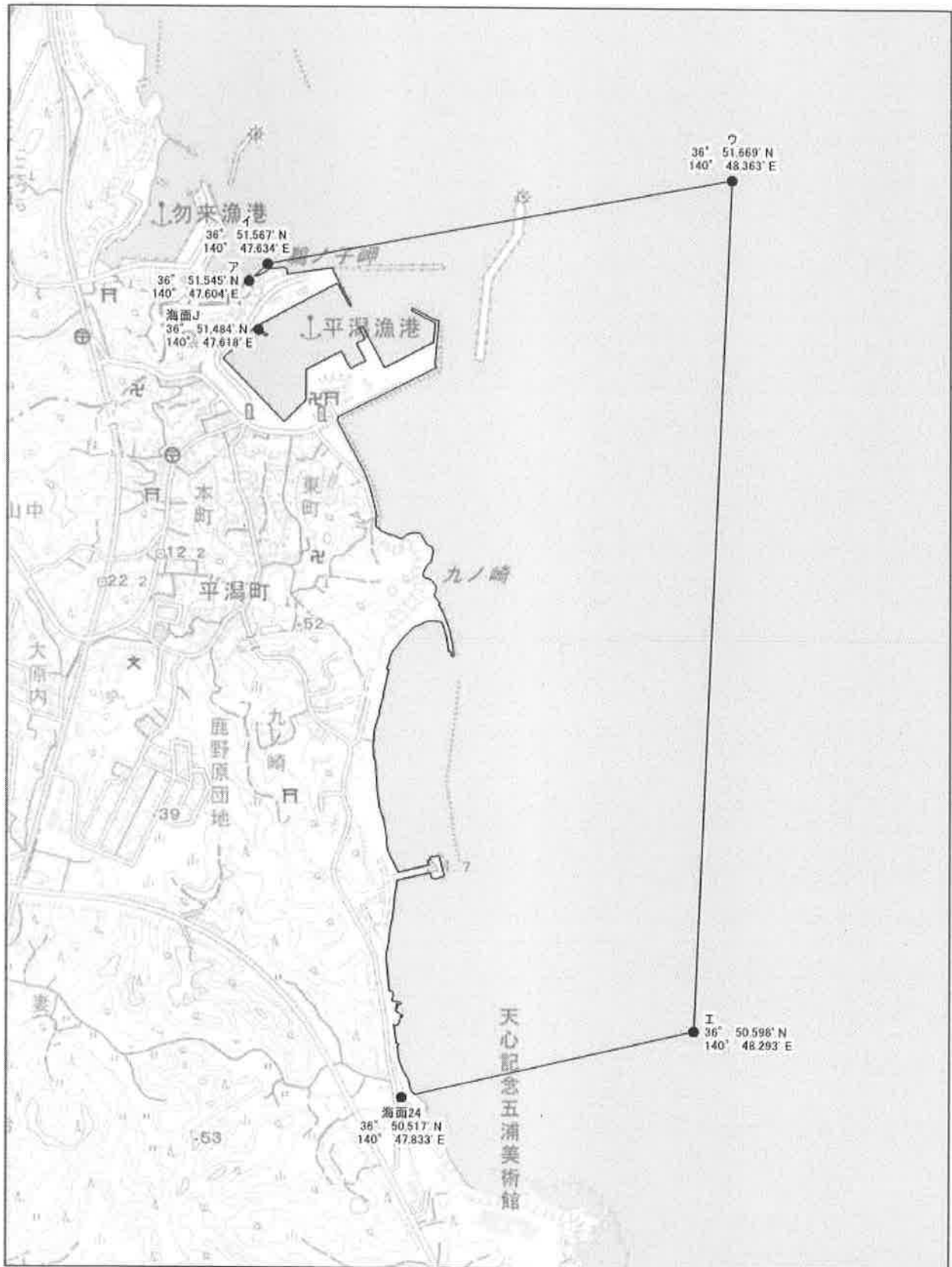
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市平潟町及び関本町関本中

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第1号

背景図: 地理院タイル

2 公示番号 茨共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
ふのり漁業	1月1日から12月31日まで	
てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	

イ 漁場の位置

茨城県北茨城市大津町から高萩市高戸に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第24号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第20号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第24号	36° 50.517' N 140° 47.833' E	茨城県北茨城市平潟町字北ノ作1435番地の1に設置した標柱
基点第27号	36° 49.796' N 140° 48.190' E	大津岬灯台（茨城県北茨城市大津町）の中心点
基点第22号	36° 46.666' N 140° 44.680' E	茨城県北茨城市中郷町下桜井字南山下973番地に設置した標柱
基点第20号	36° 43.080' N 140° 43.497' E	茨城県高萩市大字高戸字新立631番地に設置した標柱
ア	36° 50.598' N 140° 48.293' E	基点第24号から77度（真方位）700メートルの点
イ	36° 50.382' N 140° 48.674' E	基点第27号から33度（真方位）1,300メートルの点
ウ	36° 49.387' N 140° 48.901' E	基点第27号から125度（真方位）1,300メートルの点
エ	36° 49.133' N 140° 48.481' E	基点第27号から160度（真方位）1,300メートルの点

オ	36° 49.138' N 140° 47.883' E	基点第 27 号から 200 度 (真方位) 1,300 メートルの点
カ	36° 49.138' N 140° 47.039' E	基点第 27 号から 234 度 (真方位) 2,100 メートルの点
キ	36° 46.433' N 140° 45.286' E	基点第 22 号から 115 度 (真方位) 1,000 メートルの点
ク	36° 42.968' N 140° 43.868' E	基点第 20 号から 110 度 (真方位) 590 メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

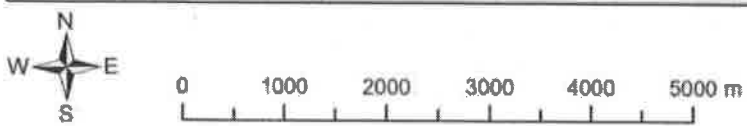
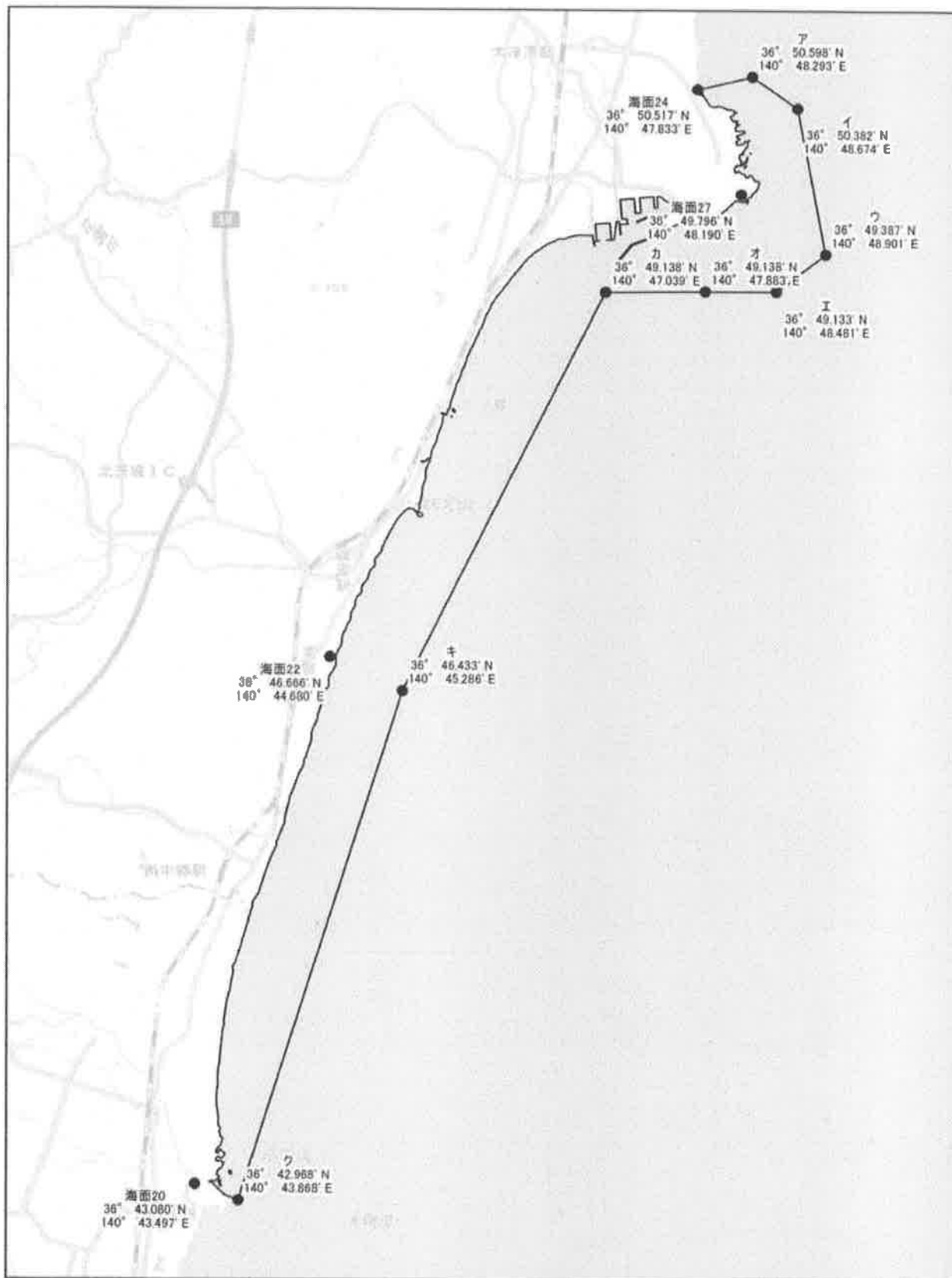
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市大津町、大津町五浦、大津町北町、関南町神岡上、関南町神岡下、関南町仁井田及び磯原町磯原並びに高萩市高戸

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



3 公示番号 茨共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	ほや漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いかい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県高萩市高戸地先

ウ 漁場の区域

次のイ、ウ、エ、オ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第20号	36° 43.080' N 140° 43.497' E	茨城県高萩市大字高戸字新立 631 番地に設置した標柱
ア	36° 43.063' N 140° 43.553' E	基点第20号から110度（真方位）90メートルの点
イ	36° 43.302' N 140° 44.057' E	アから58度54分（真方位）870メートルの点
ウ	36° 43.874' N 140° 45.260' E	アから58度54分（真方位）2,950メートルの点
エ	36° 42.101' N 140° 45.023' E	アから128度35分（真方位）2,820メートルの点
オ	36° 42.113' N 140° 44.041' E	アから157度（真方位）1,900メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

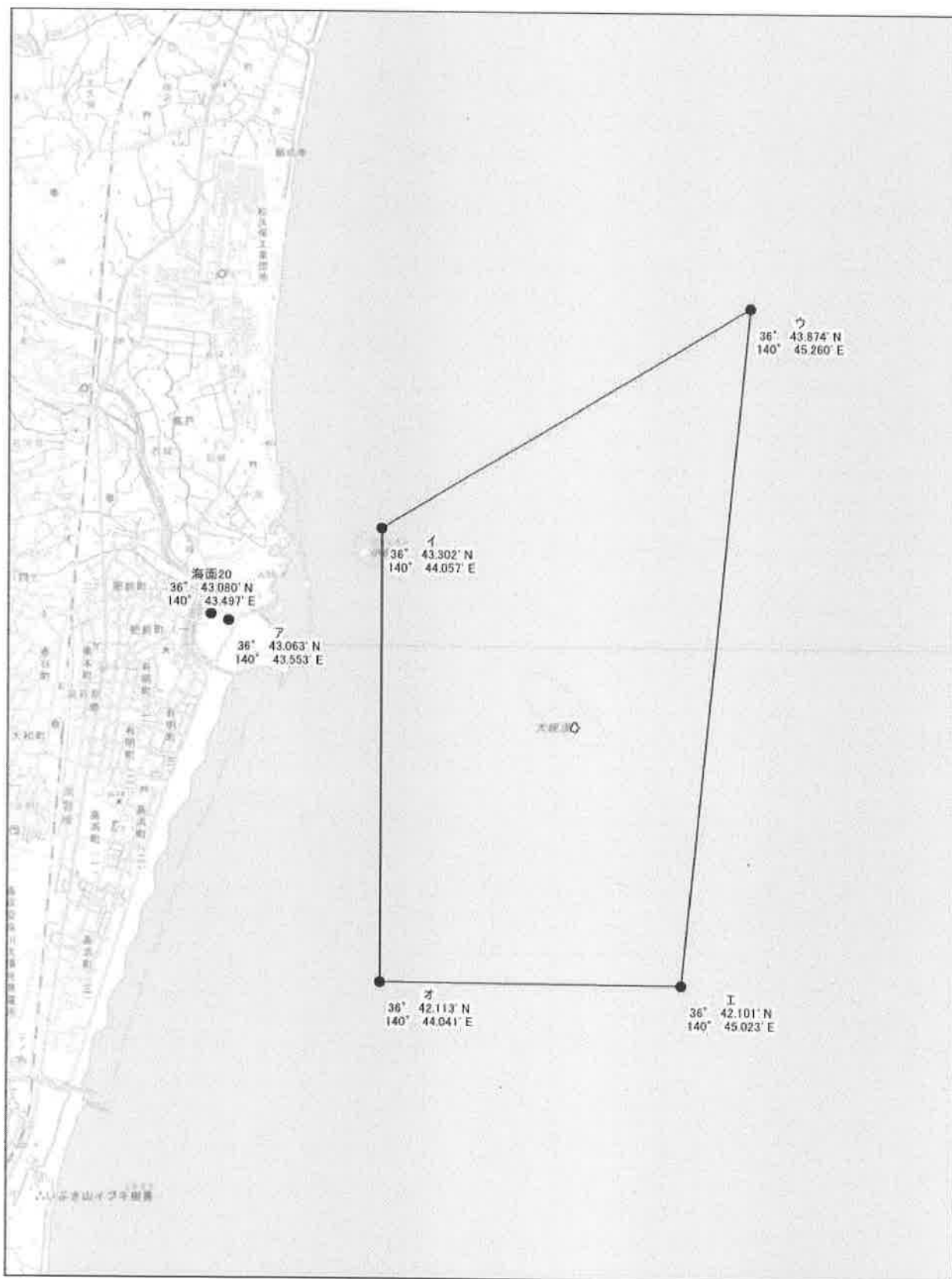
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県北茨城市大津町、大津町五浦、大津町北町、関南町神岡上、関南町神岡下、関南町仁井田及び磯原町磯原並びに高萩市高戸並びに日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小木津町、日高町、相田町及び田尻町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第4号



背景図: 地理院タイル

4 公示番号 茨共第5号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	つのまた類漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市十王町伊師から田尻町に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第19号、ア、イ、ウ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第19号	36° 41.639' N 140° 42.979' E	茨城県日立市十王町伊師地先海岸に設置した標識
基点第18号	36° 39.620' N 140° 42.779' E	小貝国有林（茨城県日立市川尻町小貝）256ろ内に設置した標柱
基点第16号	36° 36.977' N 140° 40.863' E	茨城県日立市滑川町字北川2135番地先に設置した標柱
ア	36° 41.407' N 140° 44.014' E	基点第19号から105度（真方位）1,600メートルの点
イ	36° 39.331' N 140° 43.791' E	基点第18号から109度（真方位）1,600メートルの点
ウ	36° 36.563' N 140° 41.735' E	基点第16号から120度（真方位）1,510メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

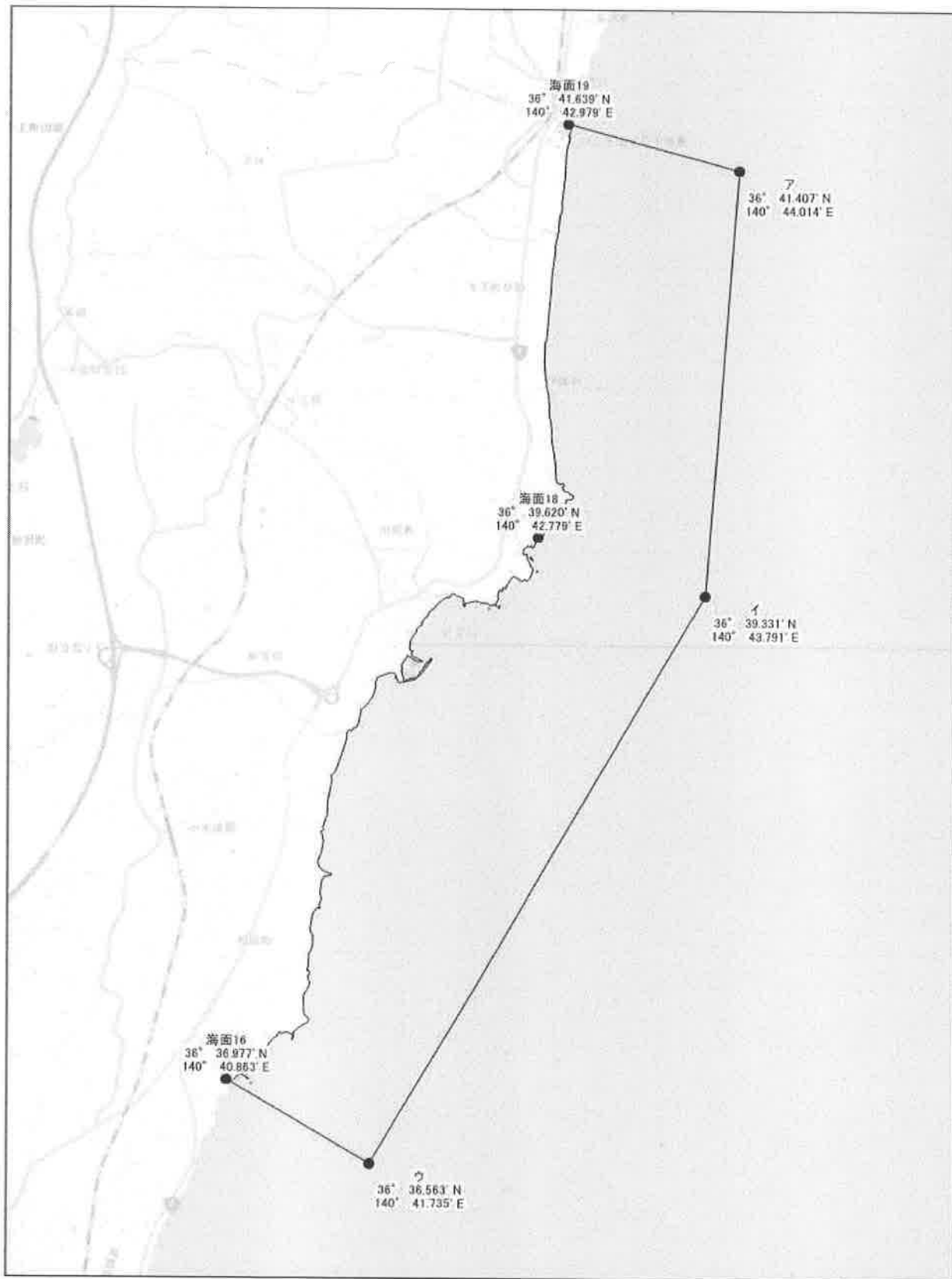
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小木津町、日高町、相田町及び田尻町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第5号

背景図: 地理院タイル

5 公示番号 茨共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東滑川町から会瀬町に至る地先

ウ 漁場の区域

次の基点第16号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	緯度経度	位置
基点第16号	36° 36.977' N 140° 40.863' E	茨城県日立市滑川町字北川2135番地先に設置した標柱
ア	36° 36.563' N 140° 41.735' E	基点第16号から120度(真方位)1,510メートルの点
イ	36° 33.879' N 140° 39.802' E	ウから135度(真方位)1,350メートルの点
ウ	36° 34.399' N 140° 39.168' E	基点Kから31度25分12秒(真方位)299.5メートルの点
基点K	36° 34.262' N 140° 39.062' E	茨城県日立市東成沢町1丁目地先の国土交通省基準点(日立バイパス3-4)

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

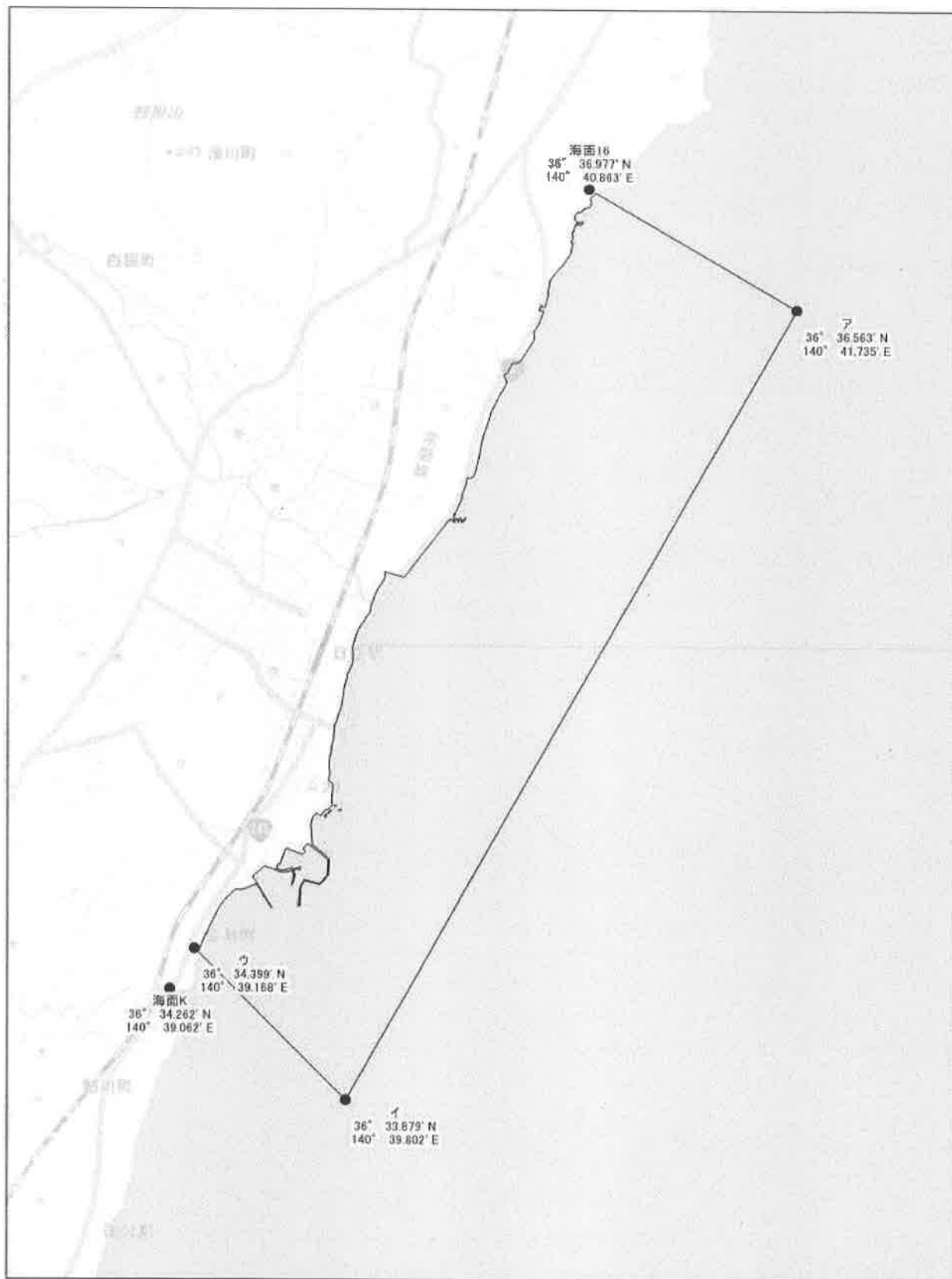
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市滑川町、東滑川町、本宮町、高鈴町、東町、旭町、相賀町、幸町及び会瀬町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第6号

背景図:地理院タイル

6 公示番号 茨共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東成沢町、国分町及び河原子町地先

ウ 漁場の区域

次のウ、ア、イ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点K	36° 34.262' N 140° 39.062' E	茨城県日立市東成沢町1丁目地先の国土交通省基準点（日立バイパス3-4）
ウ	36° 34.399' N 140° 39.168' E	基点Kから31度25分12秒（真方位）299.5メートルの点
ア	36° 33.879' N 140° 39.802' E	ウから135度（真方位）1,350メートルの点
イ	36° 31.840' N 140° 38.909' E	エから135度（真方位）1,300メートルの点
エ	36° 32.341' N 140° 38.299' E	基点第11号から226度30分（真方位）210メートルの点
基点第11号	36° 32.419' N 140° 38.401' E	茨城県日立市河原子町三丁目51番地河原子港南浜護岸に設置した標識

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

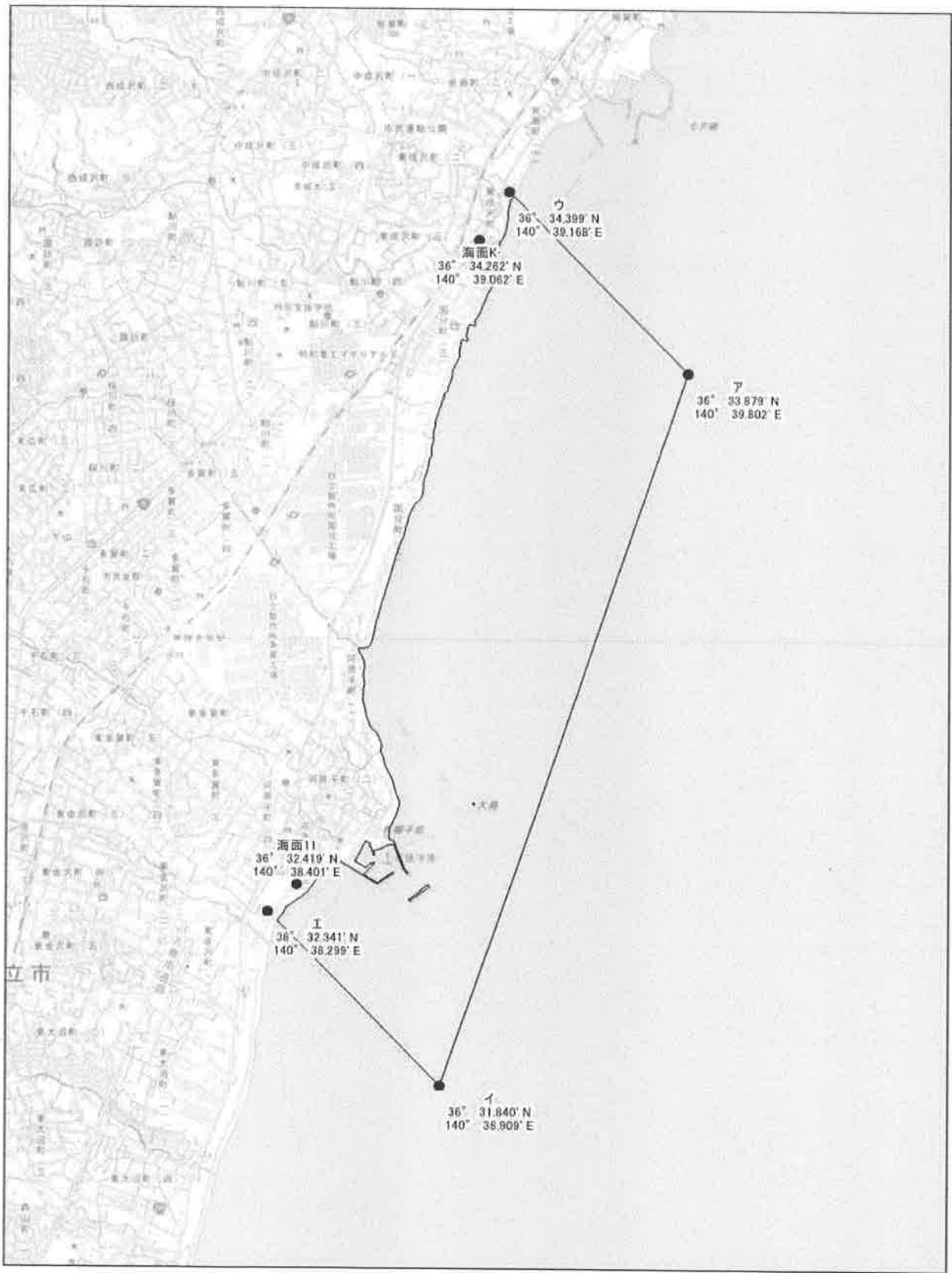
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市河原子町、東金沢町及び東多賀町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第7号

背景図;地理院タイル

7 公示番号 茨共第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東金沢町地先

ウ 漁場の区域

次のエ、ア、イ及び基点第10号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(別図のとおり)

	緯度経度	位置
基点第11号	36° 32.419' N 140° 38.401' E	茨城県日立市河原子町三丁目 51 番地河原子港南浜護岸に設置した標識
エ	36° 32.341' N 140° 38.299' E	基点第11号から226度30分(真方位)210メートルの点
ア	36° 31.840' N 140° 38.909' E	エから135度(真方位)1,300メートルの点
イ	36° 31.541' N 140° 38.802' E	基点第10号から135度(真方位)1,200メートルの点
基点第10号	36° 32.003' N 140° 38.239' E	茨城県日立市東大沼町一丁目693番地に設置した標柱

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

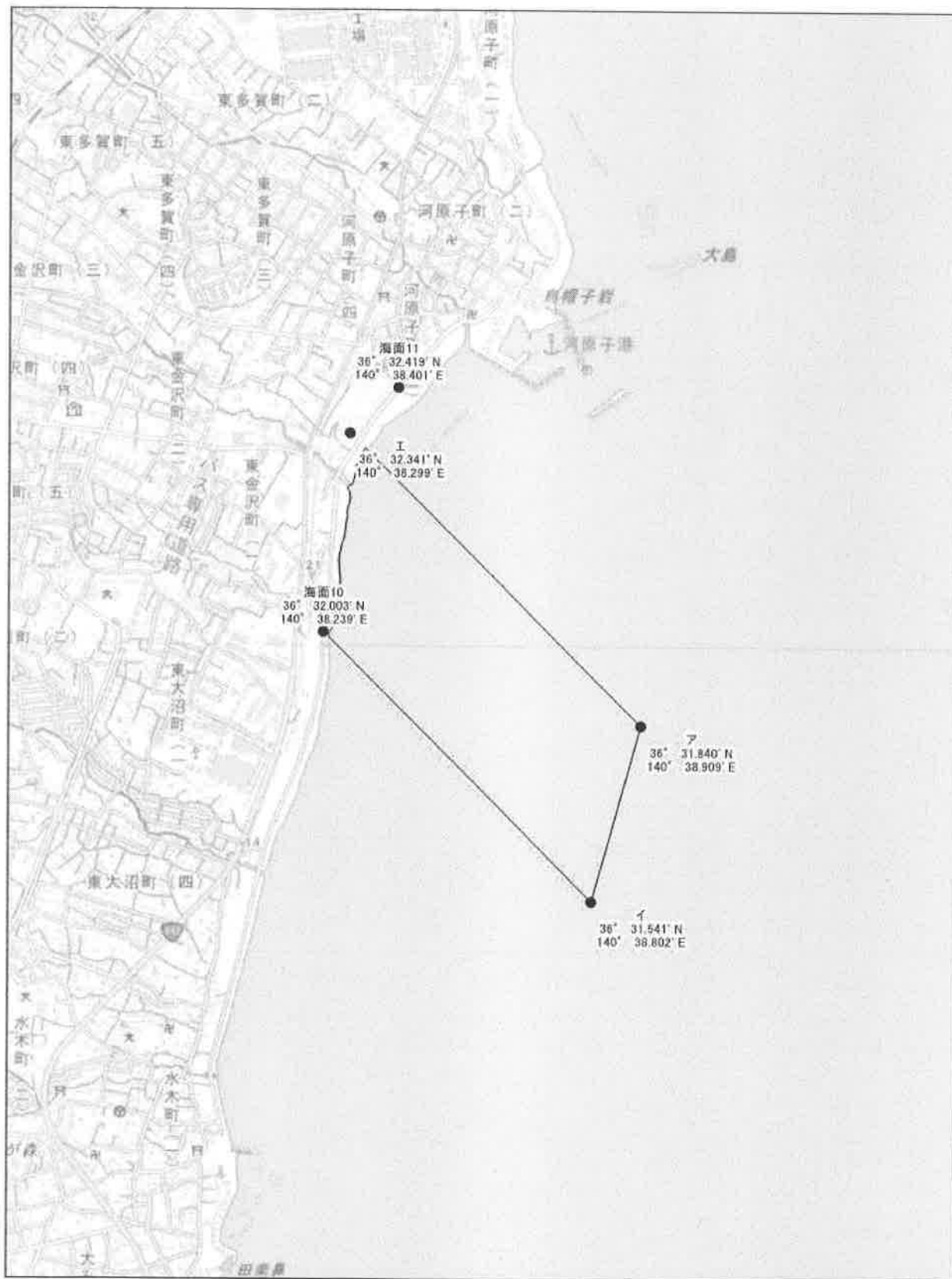
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市河原子町、東多賀町、東金沢町及び水木町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第8号

背景図: 地理院タイル

8 公示番号 茨共第9号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市東大沼町、水木町及び大みか町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第10号、ア、イ及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第10号	36° 32.003' N 140° 38.239' E	茨城県日立市東大沼町一丁目 693 番地に設置した標柱
基点第9号	36° 30.536' N 140° 37.927' E	茨城県日立市大みか町四丁目 459 番地に設置した標柱
ア	36° 31.541' N 140° 38.802' E	基点第10号から 135 度（真方位）1,200 メートルの点
イ	36° 30.253' N 140° 38.499' E	基点第9号から 121 度（真方位）1,000 メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

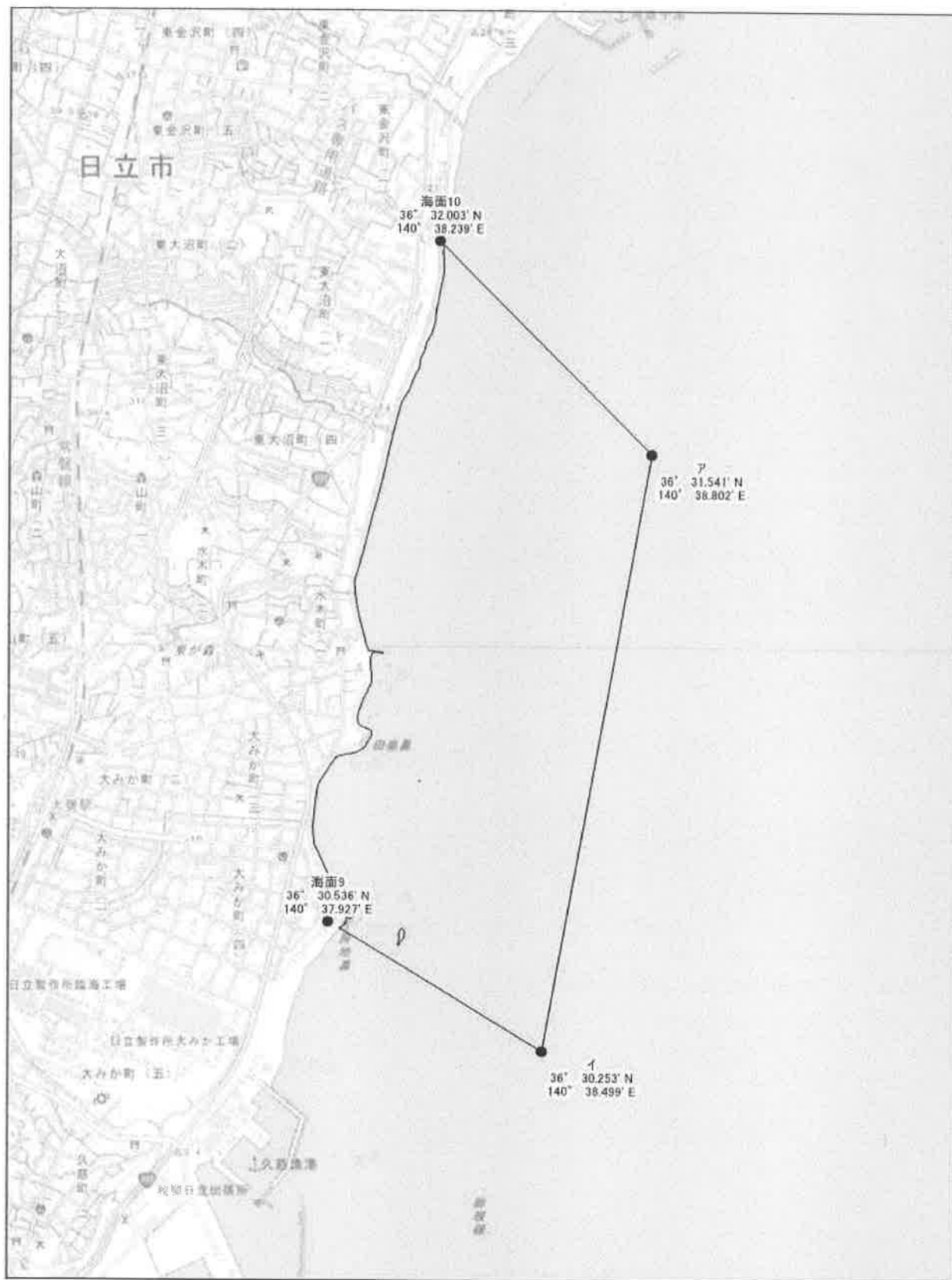
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市水木町及び大みか町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第9号

背景図:地理院タイル

9 公示番号 茨共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市大みか町及び久慈町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第9号、ア、イ、ウ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第9号	36° 30.536' N 140° 37.927' E	茨城県日立市大みか町四丁目 459 番地に設置した標柱
基点第8号	36° 30.230' N 140° 37.694' E	茨城県日立市大みか町五丁目 55 番地に設置した標柱
ア	36° 30.253' N 140° 38.499' E	基点第9号から 121 度（真方位）1,000 メートルの点
イ	36° 29.762' N 140° 38.069' E	ウから 153 度 50 分（真方位）730 メートルの点
ウ	36° 30.118' N 140° 37.857' E	基点第8号から 130 度（真方位）320 メートルの点（久慈漁港北防波堤港外側角付近）

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

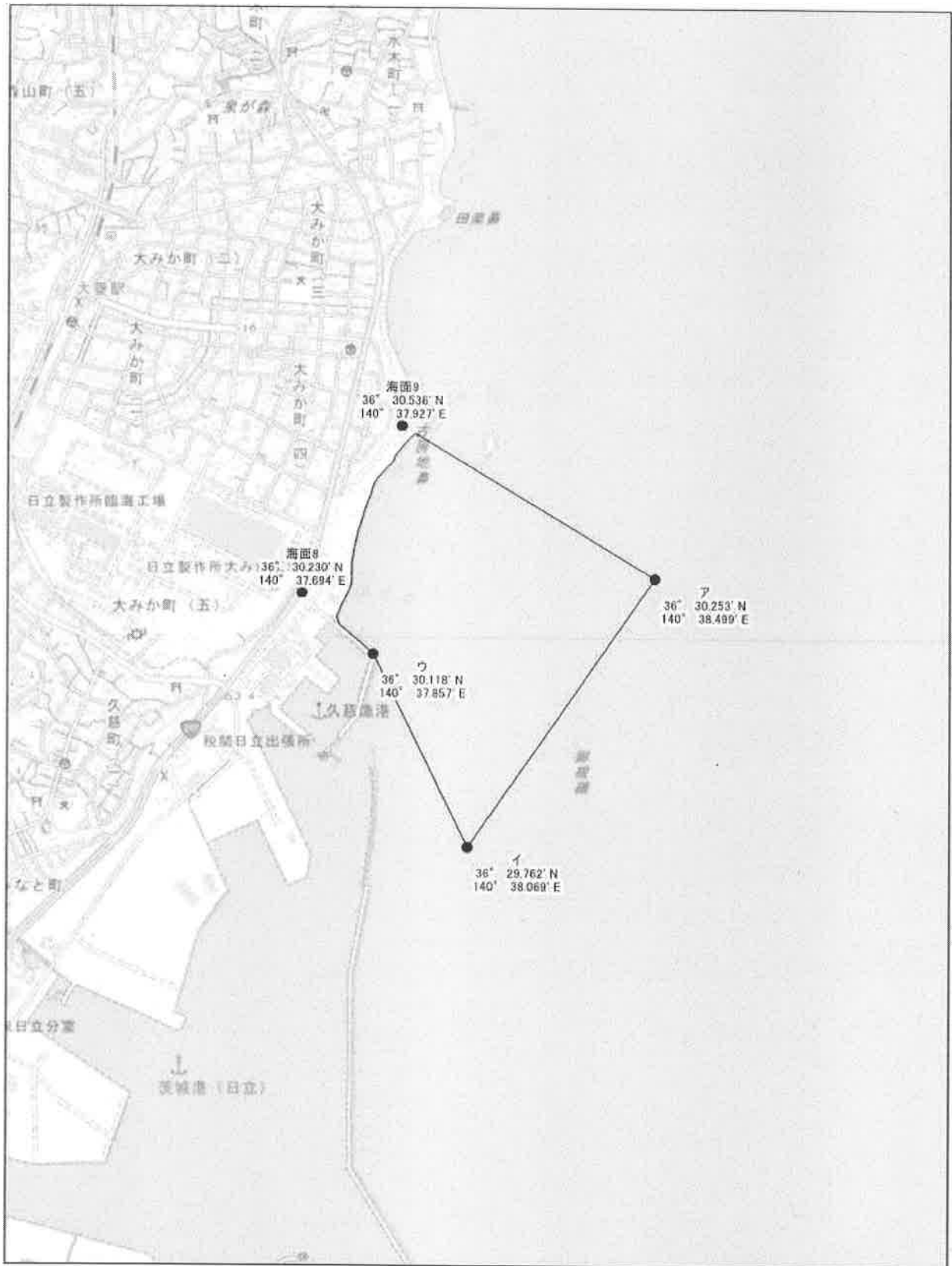
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市大みか町、久慈町、石名坂町及び南高野町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第10号

背景図;地理院タイル

10 公示番号 茨共第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いかい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県那珂郡東海村地先

ウ 漁場の区域

次の基点甲、ア、イ及び基点 H の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の基点第 29 号、ウ、エ及び基点第 28 号を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く（別図のとおり）。

	緯度 経度	位置
基点甲	36° 28.675' N 140° 36.669' E	茨城県那珂郡東海村豊岡に設置した標識
ア	36° 28.651' N 140° 37.338' E	基点甲から 92 度（真方位）1,000 メートルの点
イ	36° 27.016' N 140° 37.282' E	基点 H から 90 度（真方位）1,200 メートルの点
基点 H	36° 27.022' N 140° 36.479' E	茨城県那珂郡東海村大字村松字白根に設置した標柱
基点第 29 号	36° 28.233' N 140° 36.611' E	茨城県那珂郡東海村大字白方字白根 2 番 16 に設置した標柱
ウ	36° 28.178' N 140° 37.322' E	基点第 29 号から 95 度（真方位）の線とア、イを結ぶ直線との交点
エ	36° 27.715' N 140° 37.306' E	基点第 28 号から 95 度（真方位）の線とア、イを結ぶ直線との交点
基点第 28 号	36° 27.773' N 140° 36.555' E	茨城県那珂郡東海村大字白方字白根 2 番 21 に設置した標柱

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

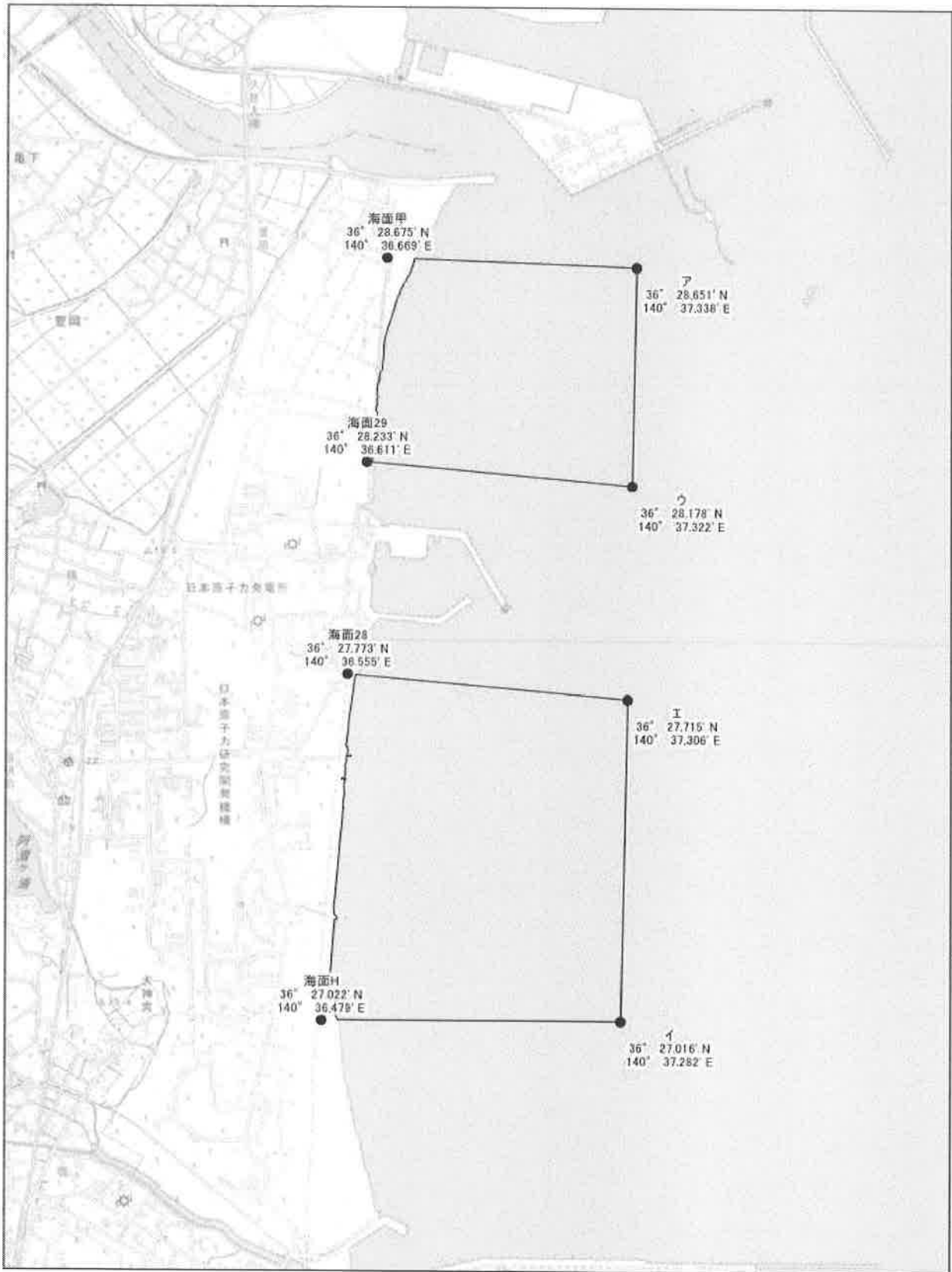
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県日立市水木町、大みか町、久慈町、石名坂町及び南高野町並びにひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第11号

背景図;地理院タイル

11 公示番号 茨共第 12 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	いせえび漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	うに漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	なまこ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あわび漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	さざえ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	かき漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	いがい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あさり漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	わかめ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ひじき漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	いわのり漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	あおさ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	まつも漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	ふのり漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1 月 1 日から12月31日まで
	つのまた類漁業	1 月 1 日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町地先

ウ 漁場の区域

次の基点第 5 号、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線及び円弧エと最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点 I	36° 23.062' N 140° 37.432' E	茨城県ひたちなか市磯崎町字千人塚渚 4643 番地の 1 地先に設置された磯崎漁港原点
基点第 5 号	36° 22.082' N 140° 37.400' E	茨城県ひたちなか市磯崎町新道東渚 4654 番地 7 に設置した標柱
ア	36° 21.892' N 140° 38.027' E	基点第 5 号から 110 度（真方位）1,000 メートルの点
イ	36° 22.865' N 140° 38.252' E	基点 I から 106 度（真方位）1,280 メートルの点
ウ	36° 23.778' N 140° 37.902' E	基点 I を中心とする半径 1,500 メートルの円弧のうち基点 I から 27 度 30 分（真方位）に引いた線と当該円弧との交点
円弧エ		基点 I を中心とする半径 1,500 メートルの円弧のうちウから北側の最大高潮時海岸線との交点までの円弧

(2) 免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

(3) 申請期間

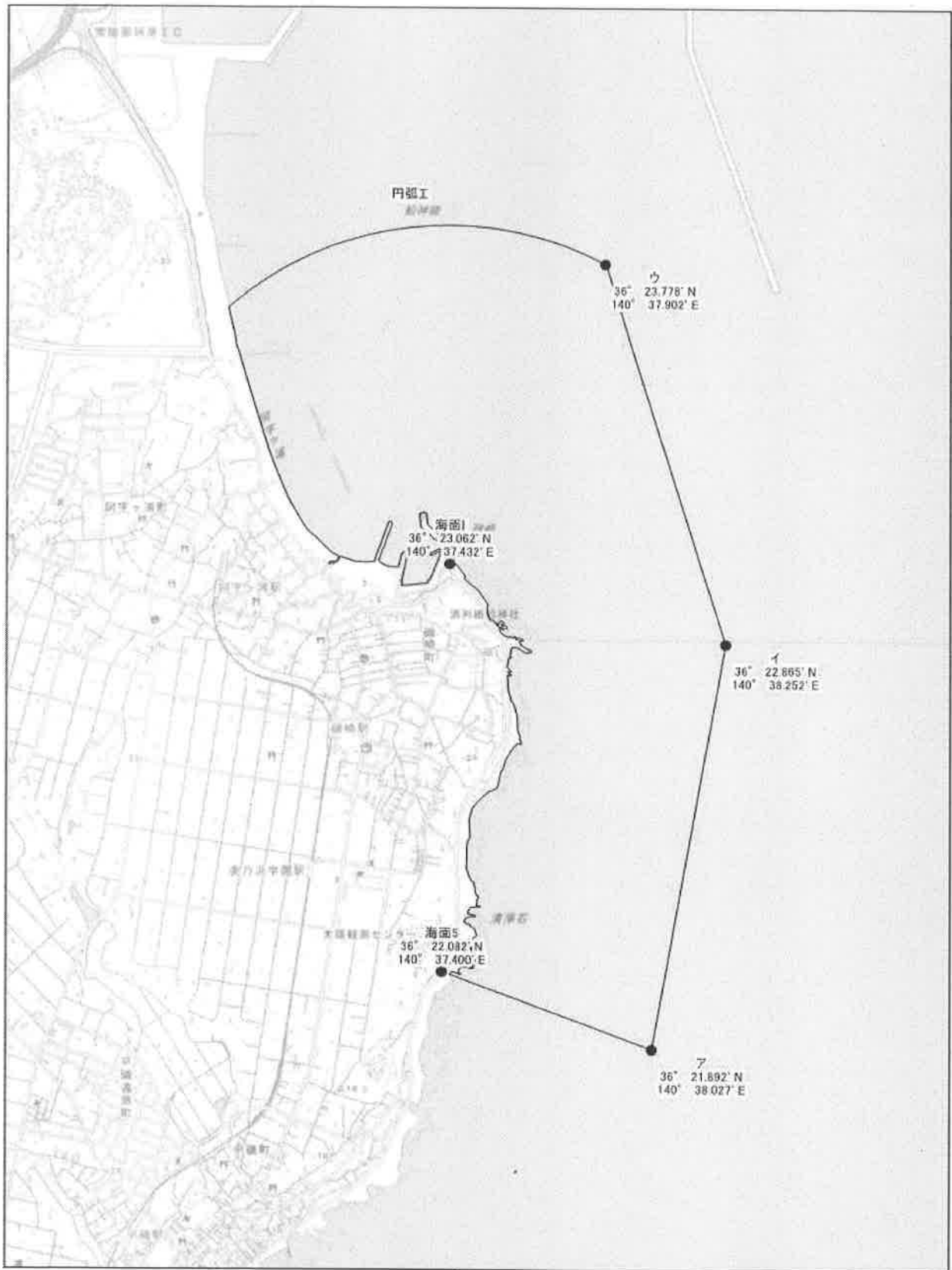
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第12号

背景図:地理院タイル

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	ふのり漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
	つのまた類漁業	1月1日から12月31日まで
	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県ひたちなか市のうち平磯町及び旧那珂湊町一円地先

ウ 漁場の区域

次の基点第5号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点乙の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（別紙図面のとおりに）

	緯度 経度	位置
基点第5号	36° 22.082' N 140° 37.400' E	茨城県ひたちなか市磯崎町新道東渚 4654 番地 7 に設置した標柱
基点第4号	36° 21.122' N 140° 36.529' E	茨城県ひたちなか市平磯町1番地先に設置した標識
基点第3号	36° 20.197' N 140° 36.060' E	茨城県ひたちなか市那珂湊漁港導流堤突端に設置した標識
基点乙	36° 20.239' N 140° 35.640' E	茨城県ひたちなか市那珂湊漁港取付護岸に設置した標識
ア	36° 21.892' N 140° 38.027' E	基点第5号から110度（真方位）1,000メートルの点
イ	36° 21.074' N 140° 37.664' E	基点第4号から92度30分（真方位）1,700メートルの点
ウ	36° 20.203' N 140° 37.196' E	基点第3号から89度10分（真方位）1,700メートルの点
エ	36° 20.192' N 140° 36.060' E	最大高潮時那珂川左岸導水堤突端から180度（真方位）3メートルの点
オ	36° 20.238' N 140° 35.642' E	基点乙から128度（真方位）3メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年9月1日

(3) 申請期間

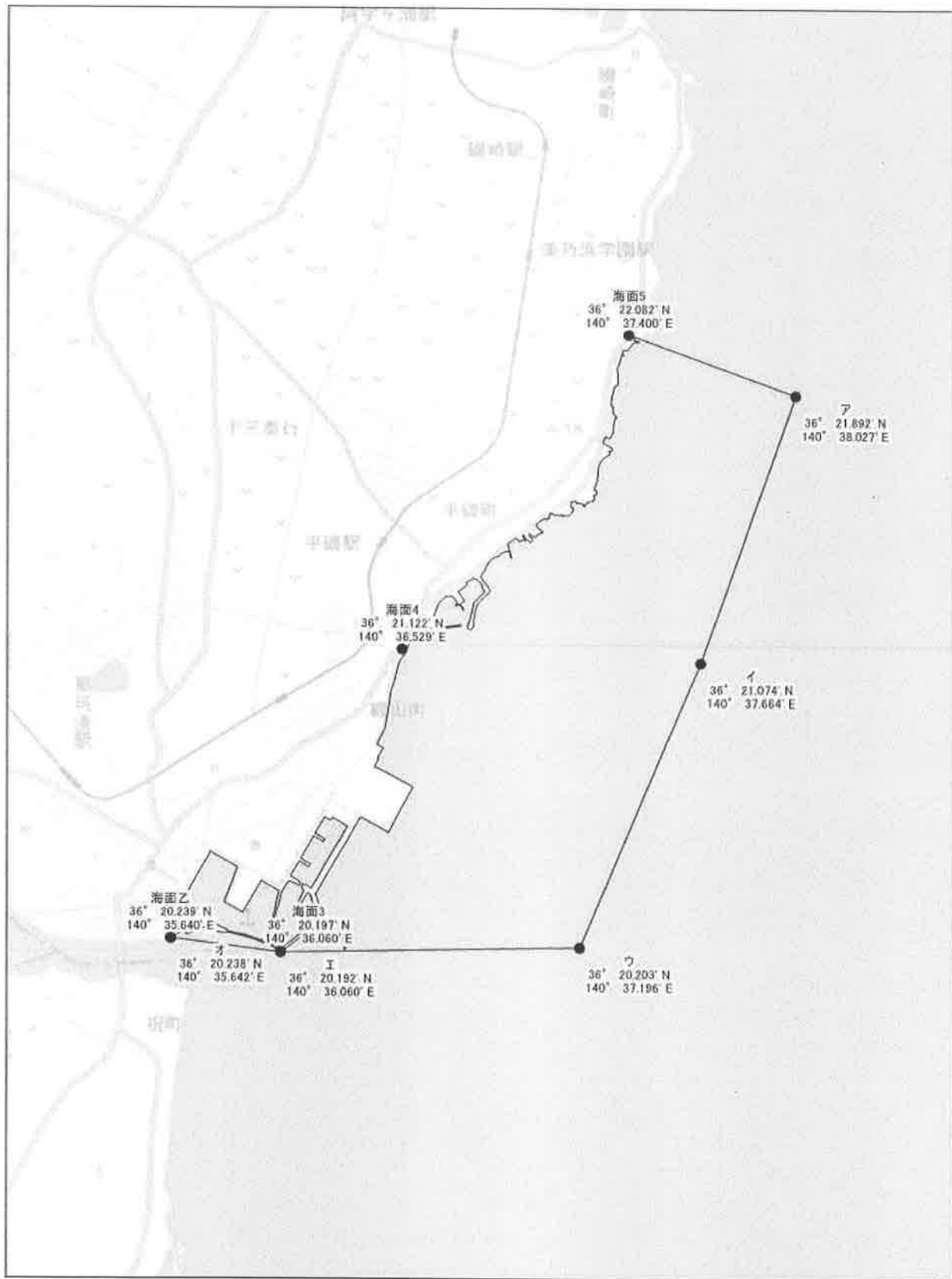
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県ひたちなか市のうち平磯町、平磯遠原町及び旧那珂湊町一円

(5) 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで



茨共第13号

背景図：地理院タイル

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種共同漁業	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで
	うに漁業	1月1日から12月31日まで
	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	いがい漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
	こたまがい漁業	1月1日から12月31日まで
	うばがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	ながらみ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかめ漁業	1月1日から12月31日まで
	あらめ・かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
	ひじき漁業	1月1日から12月31日まで
	いわのり漁業	1月1日から12月31日まで
	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで
	まつも漁業	1月1日から12月31日まで
	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
つのもた類漁業	1月1日から12月31日まで	

イ 漁場の位置

茨城県東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先

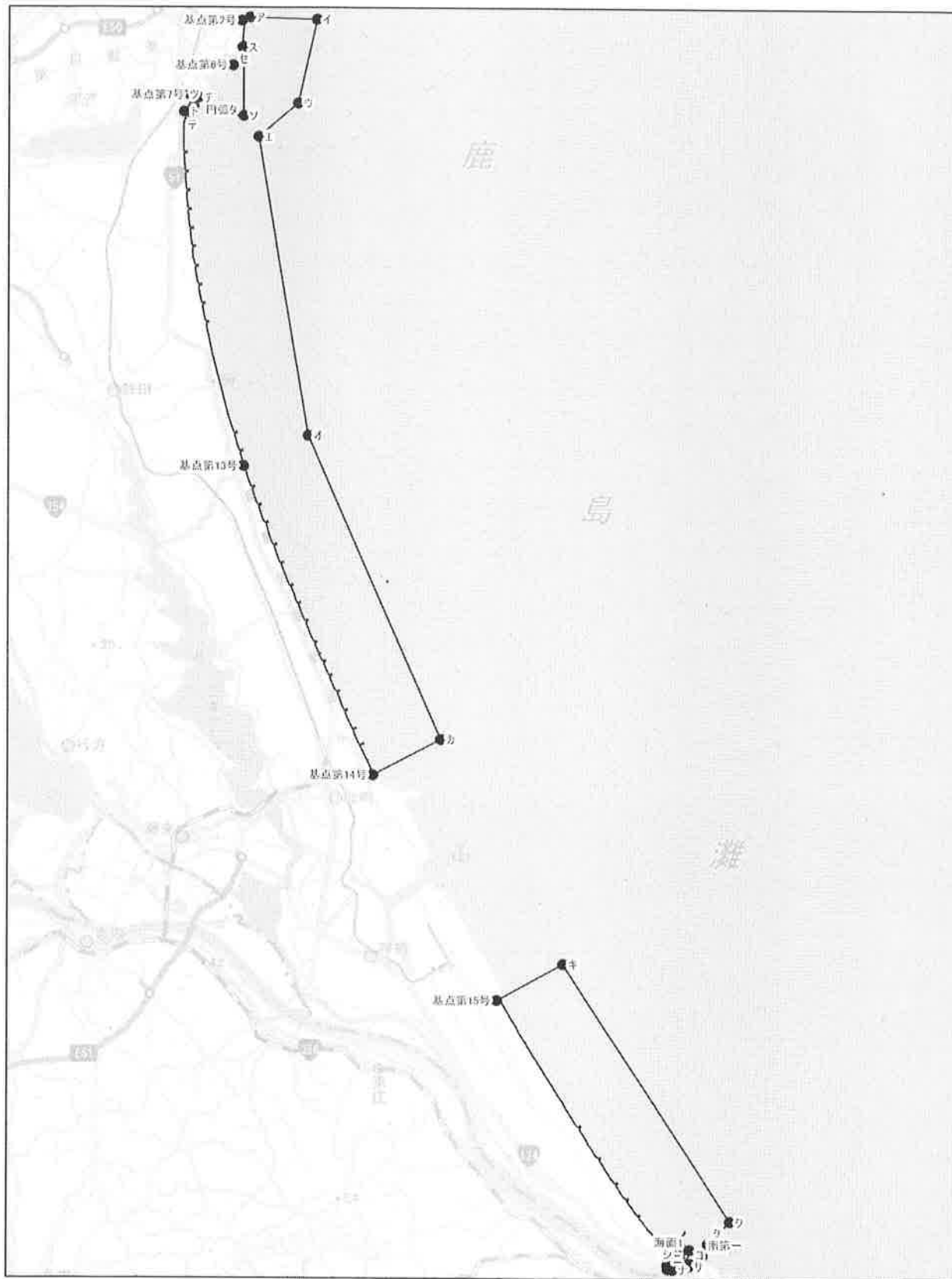
ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、ナ及びニの各点を順次に結んだ線と那珂川右岸防砂堤と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第 14 号、カ、キ及び基点第 15 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ス、セ、ソ、円弧タ、チ、ツ、テ及びトの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに利根川左岸導流堤を除く（別図のとおり）。

	緯度経度	位置
基点第 1 号	35° 45.040' N 140° 50.949' E	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤 B に設置した標識
基点第 2 号	36° 20.036' N 140° 35.576' E	茨城県東茨城郡大洗町祝町の砲台跡に設置した標柱
基点第 6 号	36° 18.761' N 140° 35.259' E	大洗岬灯台（茨城県東茨城郡大洗町）の中心点
基点第 7 号	36° 17.928' N 140° 33.718' E	茨城県東茨城郡大洗町大貫町字前原下 256 番地の 66 地先に設置した標識
基点第 13 号	36° 7.385' N 140° 35.531' E	茨城県鉾田市汲上字別所釜 2540 地先に設置した標識

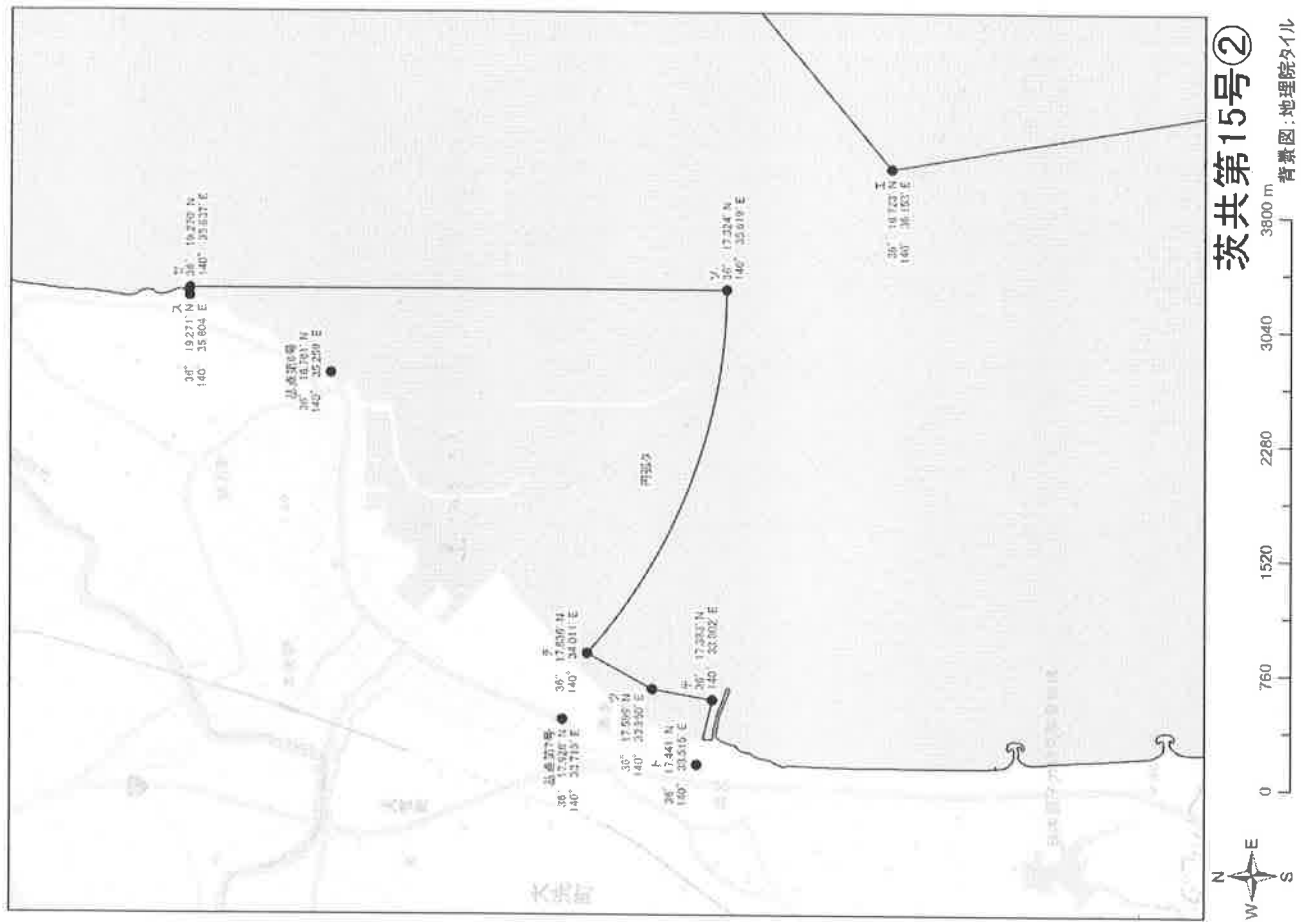
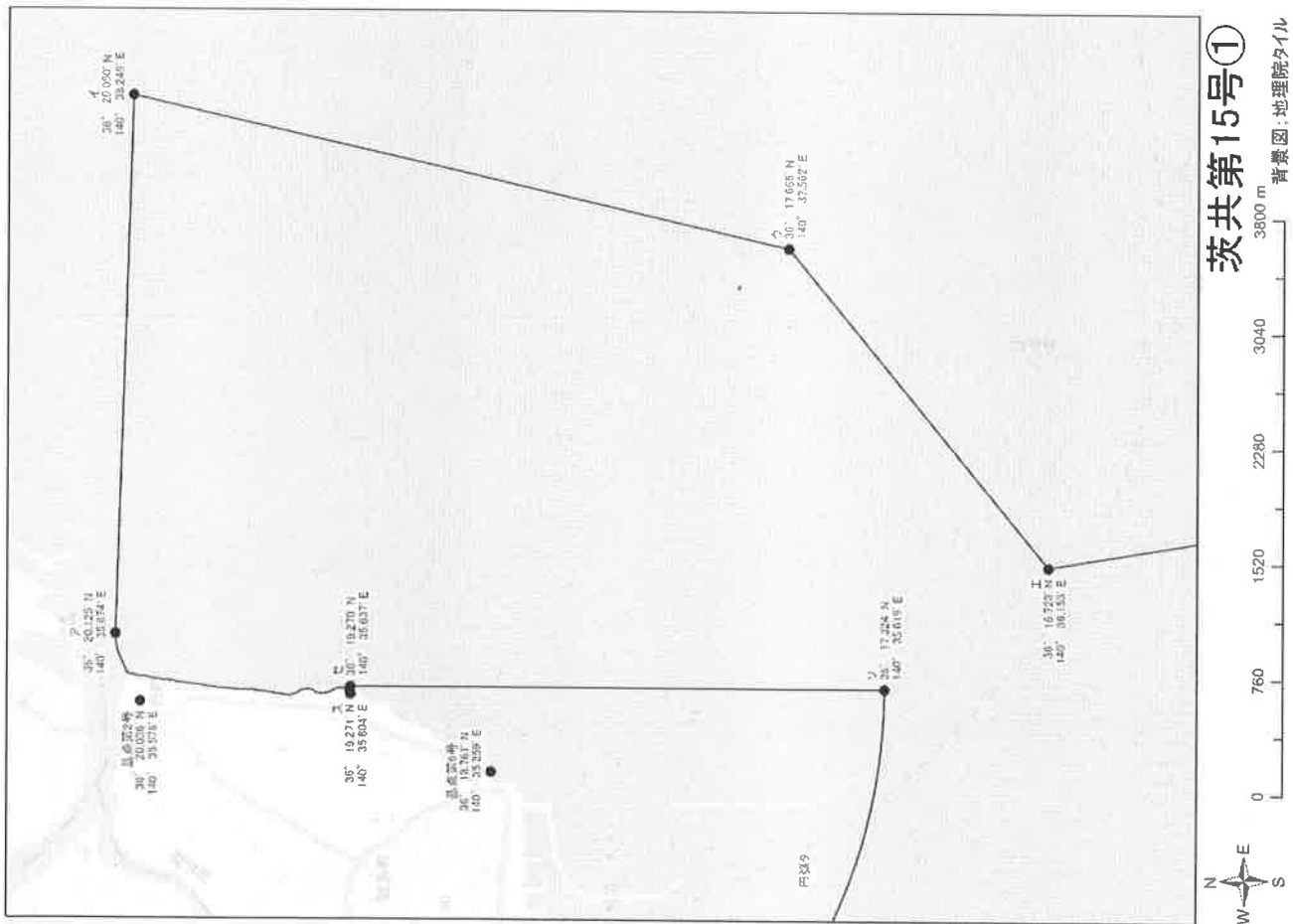
基点第14号	35° 58.591' N 140° 40.029' E	茨城県鹿嶋市大字平井字海岸1番地の122に設置した標柱
基点第15号	35° 52.165' N 140° 44.289' E	茨城県神栖市日川字海岸砂間2034番地の18に設置した標柱
基点南第1号	35° 44.869' N 140° 51.399' E	千葉県銚子市一ノ島灯台防波堤突端
ア	36° 20.125' N 140° 35.874' E	那珂川右岸防砂堤突端(茨城県東茨城郡大洗町)
イ	36° 20.050' N 140° 38.249' E	基点第2号から89度10分(真方位)4,000メートルの点
ウ	36° 17.665' N 140° 37.562' E	基点第6号から120度(真方位)4,000メートルの点
エ	36° 16.723' N 140° 36.153' E	基点第6号から160度(真方位)4,000メートルの点
オ	36° 8.238' N 140° 37.835' E	基点第13号から65度(真方位)3,800メートルの点
カ	35° 59.593' N 140° 42.388' E	基点第14号から61度55分(真方位)4,000メートルの点
キ	35° 53.182' N 140° 46.635' E	基点第15号から61度25分(真方位)4,000メートルの点
ク	35° 45.837' N 140° 52.377' E	基点第1号から55度(真方位)2,608.5メートルの点
ケ	35° 45.213' N 140° 51.594' E	基点南第1号から24度15分(真方位)700メートルの点
コ	35° 44.650' N 140° 50.972' E	利根川左岸導流堤突端(茨城県神栖市)から92度(真方位)50メートルの点
サ	35° 44.585' N 140° 50.915' E	茨城県神栖市波崎新港地先波崎漁港航路護岸に設置した標識から92度(真方位)の線上最大高潮時利根川左岸から50メートルの点
シ	35° 44.615' N 140° 50.187' E	基点第1号から235度(真方位)1,391.5メートルの点(神栖市波崎灯台跡)
ス	36° 19.271' N 140° 35.604' E	基点第6号から28度15分42秒(真方位)1,074.2メートルの点
セ	36° 19.270' N 140° 35.637' E	基点第6号から30度35分(真方位)1,099メートルの点
ソ	36° 17.324' N 140° 35.619' E	スから180度(真方位)3,600メートルの点
円弧タ		スを中心とする半径3,600メートルの円のうちセとタを結んだ円弧
チ	36° 17.836' N 140° 34.011' E	スを中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度46分49秒(真方位)に引いた線との交点
ツ	36° 17.599' N 140° 33.850' E	基点第7号から161度32分17秒(真方位)640メートルの点
テ	36° 17.383' N 140° 33.802' E	基点第7号から172度29分59秒(真方位)1,016メートルの点
ト	36° 17.441' N 140° 33.515' E	茨城県東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の343に設置した標識
ナ	35° 44.488' N 140° 50.368' E	基点第1号から220度0分24秒(真方位)1,344.8メートルの点
ニ	35° 44.504' N 140° 50.189' E	基点第1号から228度30分35秒(真方位)1,515.2メートルの点

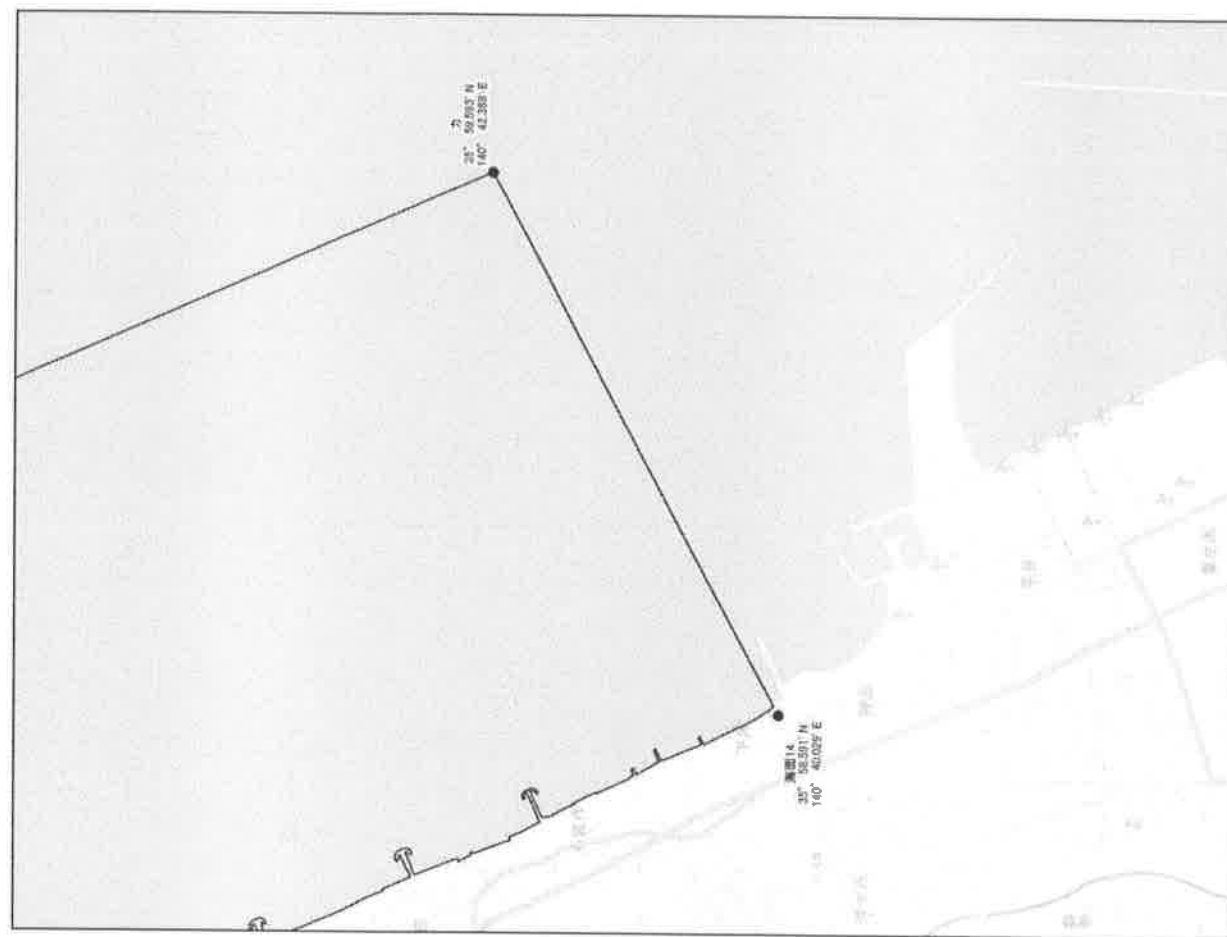
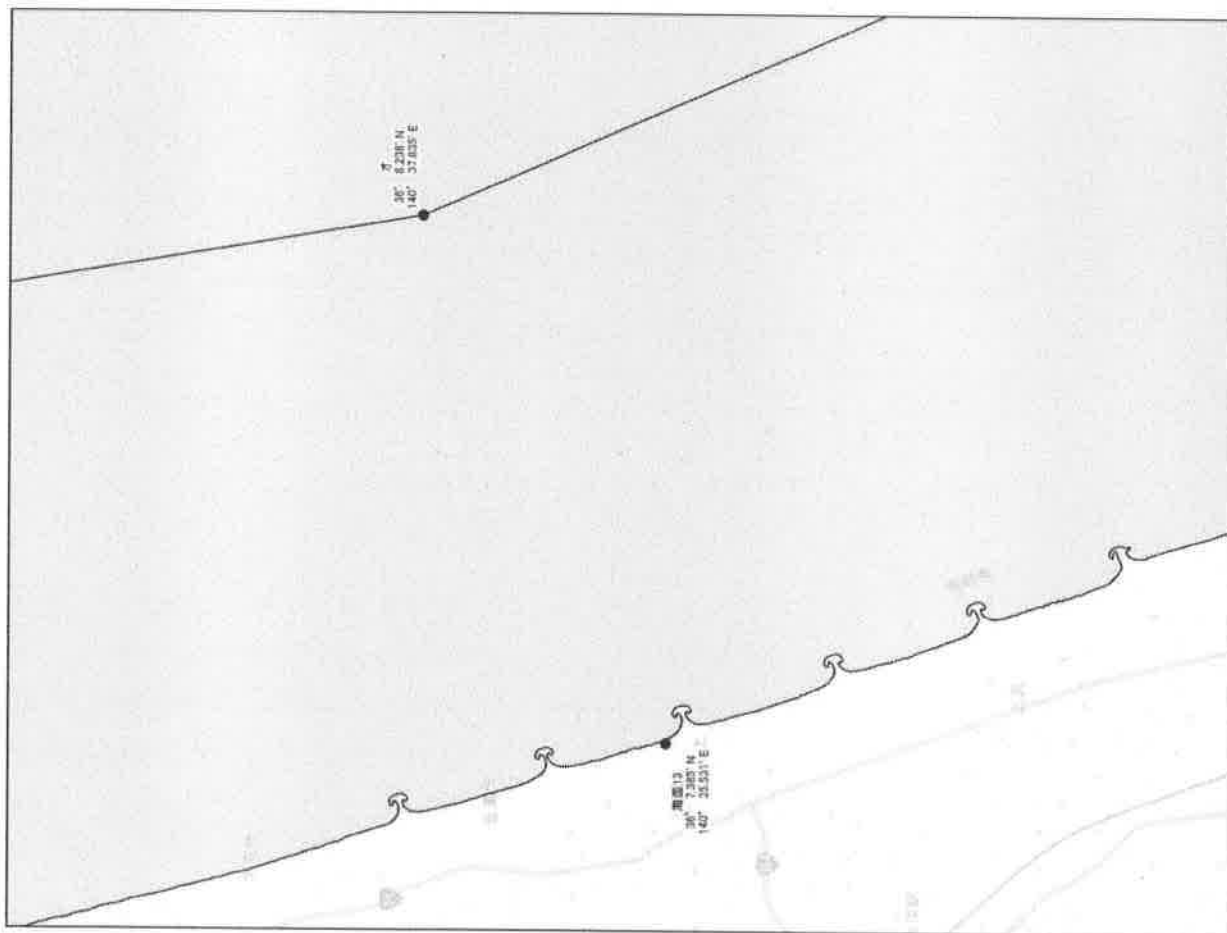
- (2) 免許予定日
令和5年9月1日
- (3) 申請期間
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで
- (4) 関係地区
茨城県東茨城郡大洗町、銚田市、鹿嶋市及び神栖市
- (5) 存続期間
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

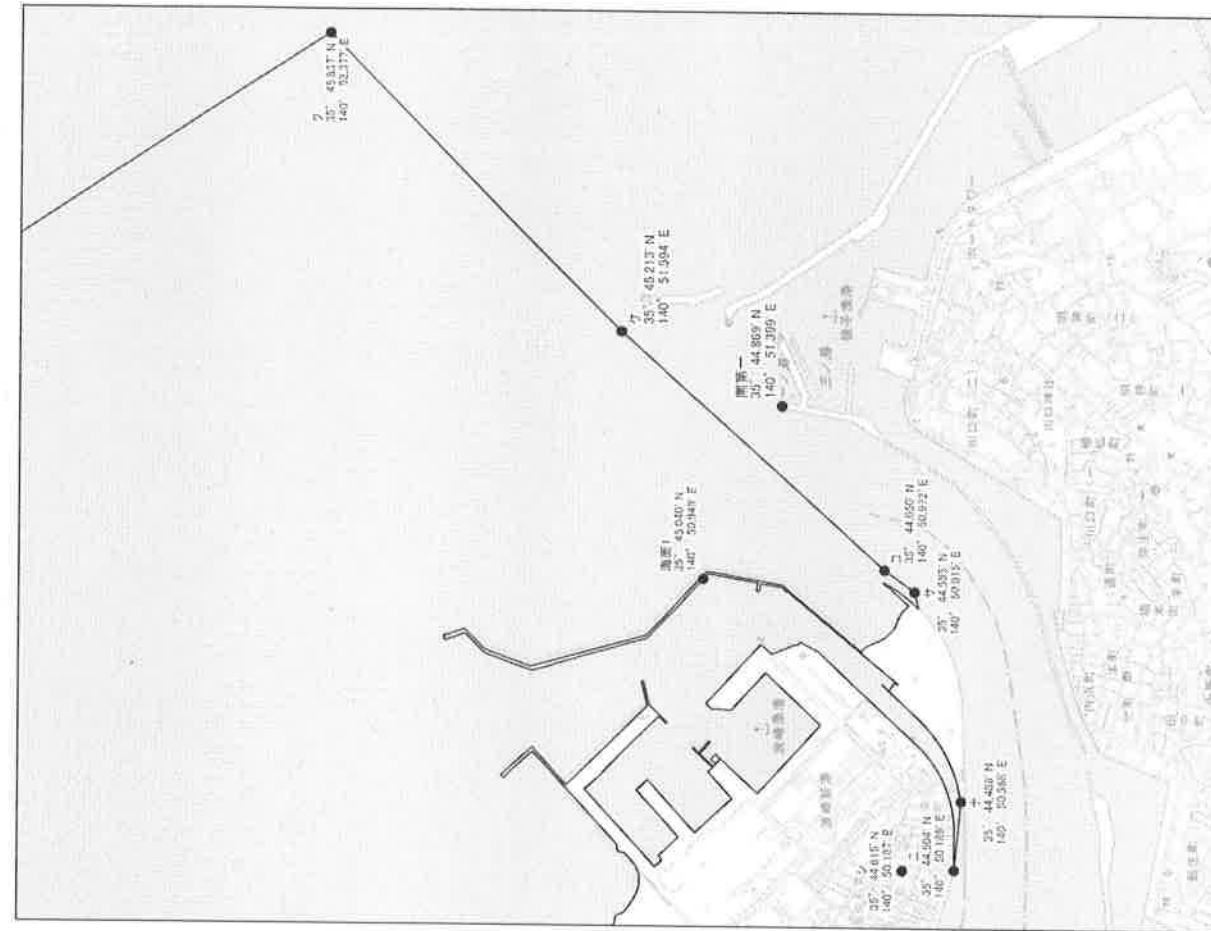
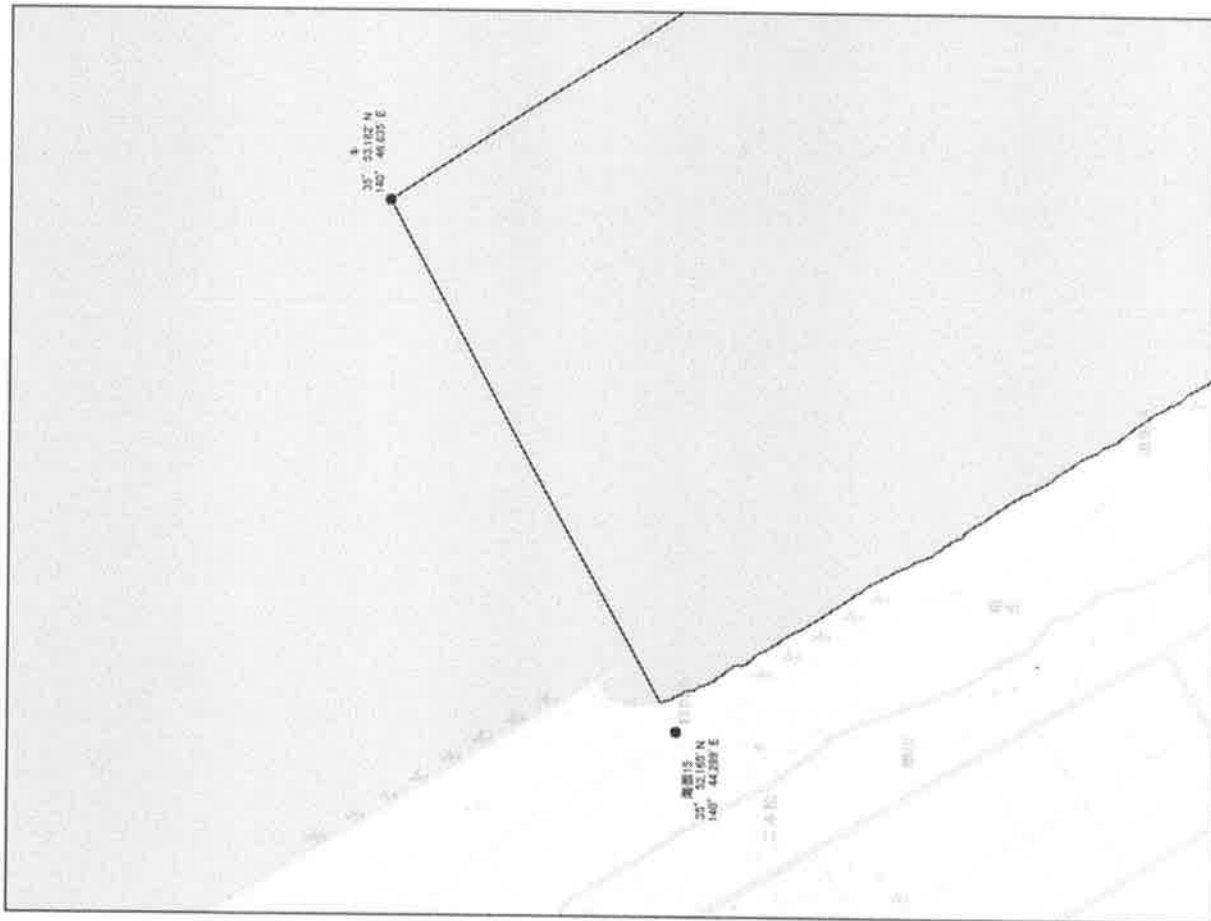


茨共第15号

背景図;地理院タイル







14 公示番号 茨共第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	12月1日から翌年9月30日まで

イ 漁場の位置

茨城県東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先

ウ 漁場の区域

次のイ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びイの各点を結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度 経度	位置
基点第1号	35° 45.040' N 140° 50.949' E	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
基点第2号	36° 20.036' N 140° 35.576' E	茨城県東茨城郡大洗町祝町の砲台跡に設置した標柱
基点第6号	36° 18.761' N 140° 35.259' E	大洗岬灯台（茨城県東茨城郡大洗町）の中心点
基点第13号	36° 7.385' N 140° 35.531' E	茨城県銚田市汲上字別所釜2540地先に設置した標識
基点第14号	35° 58.591' N 140° 40.029' E	茨城県鹿嶋市大字平井字海岸1番地の122に設置した標柱
基点第15号	35° 52.165' N 140° 44.289' E	茨城県神栖市日川字海岸砂間2034番地の18に設置した標柱
ア	35° 48.279' N 140° 56.759' E	基点第1号から55度（真方位）10,608.5メートルの点
イ	35° 20.050' N 140° 38.249' E	基点第2号から89度10分（真方位）4,000メートルの点
ウ	36° 17.665' N 140° 37.562' E	基点第6号から120度（真方位）4,000メートルの点
エ	36° 16.723' N 140° 36.153' E	基点第6号から160度（真方位）4,000メートルの点
オ	36° 8.238' N 140° 37.835' E	基点第13号から65度（真方位）3,800メートルの点
カ	35° 59.593' N 140° 42.388' E	基点第14号から61度55分（真方位）4,000メートルの点
キ	35° 53.182' N 140° 46.635' E	基点第15号から61度25分（真方位）4,000メートルの点
ク	35° 45.837' N 140° 52.377' E	基点第1号から55度（真方位）2,608.5メートルの点
ケ	35° 47.059' N 140° 54.567' E	基点第1号から55度（真方位）6,608.5メートルの点
コ	35° 49.915' N 140° 52.168' E	ケから325度（真方位）6,400メートルの点
サ	35° 51.136' N 140° 54.360' E	アから325度（真方位）6,400メートルの点

シ	35° 55.164' N 140° 51.362' E	基点第 15 号から 61 度 25 分 (真方位) 12,000 メートルの点
ス	36° 1.593' N 140° 47.109' E	基点第 14 号から 61 度 55 分 (真方位) 12,000 メートルの点
セ	36° 10.032' N 140° 42.688' E	基点第 13 号から 65 度 (真方位) 11,800 メートルの点
ソ	36° 15.470' N 140° 42.166' E	基点第 6 号から 120 度 (真方位) 12,000 メートルの点
タ	36° 20.075' N 140° 43.595' E	基点第 2 号から 89 度 10 分 (真方位) 12,000 メートルの点

(2) 免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

(3) 申請期間

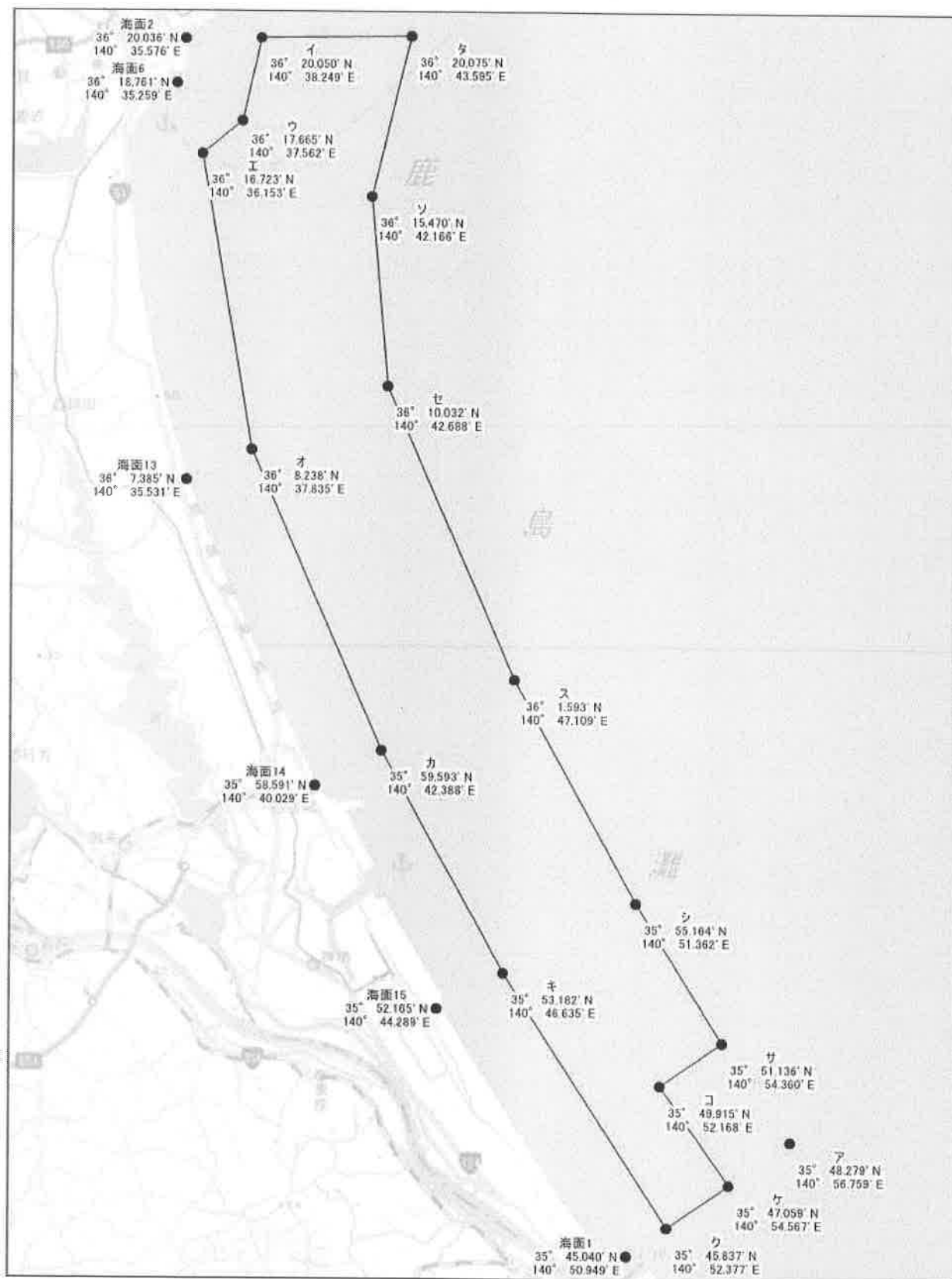
令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 関係地区

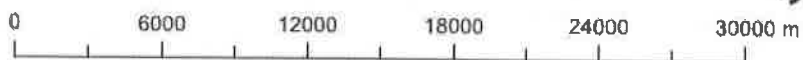
茨城県東茨城郡大洗町、銚田市、鹿嶋市及び神栖市

(5) 存続期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで



茨共第16号



背景図: 地理院タイル

15 公示番号 茨共第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚建網漁業	12月1日から翌年9月30日まで

イ 漁場の位置

茨城県神栖市地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点	35° 45.040' N 140° 50.949' E	茨城県神栖市波崎漁港東防波堤Bに設置した標識
ア	35° 47.059' N 140° 54.567' E	基点から55度（真方位）6,608.5メートルの点
イ	35° 48.279' N 140° 56.759' E	アから55度（真方位）4,000メートルの点
ウ	35° 51.136' N 140° 54.360' E	イから325度（真方位）6,400メートルの点
エ	35° 49.915' N 140° 52.168' E	アから325度（真方位）6,400メートルの点

(2) 免許予定日

令和5年11月1日

(3) 申請期間

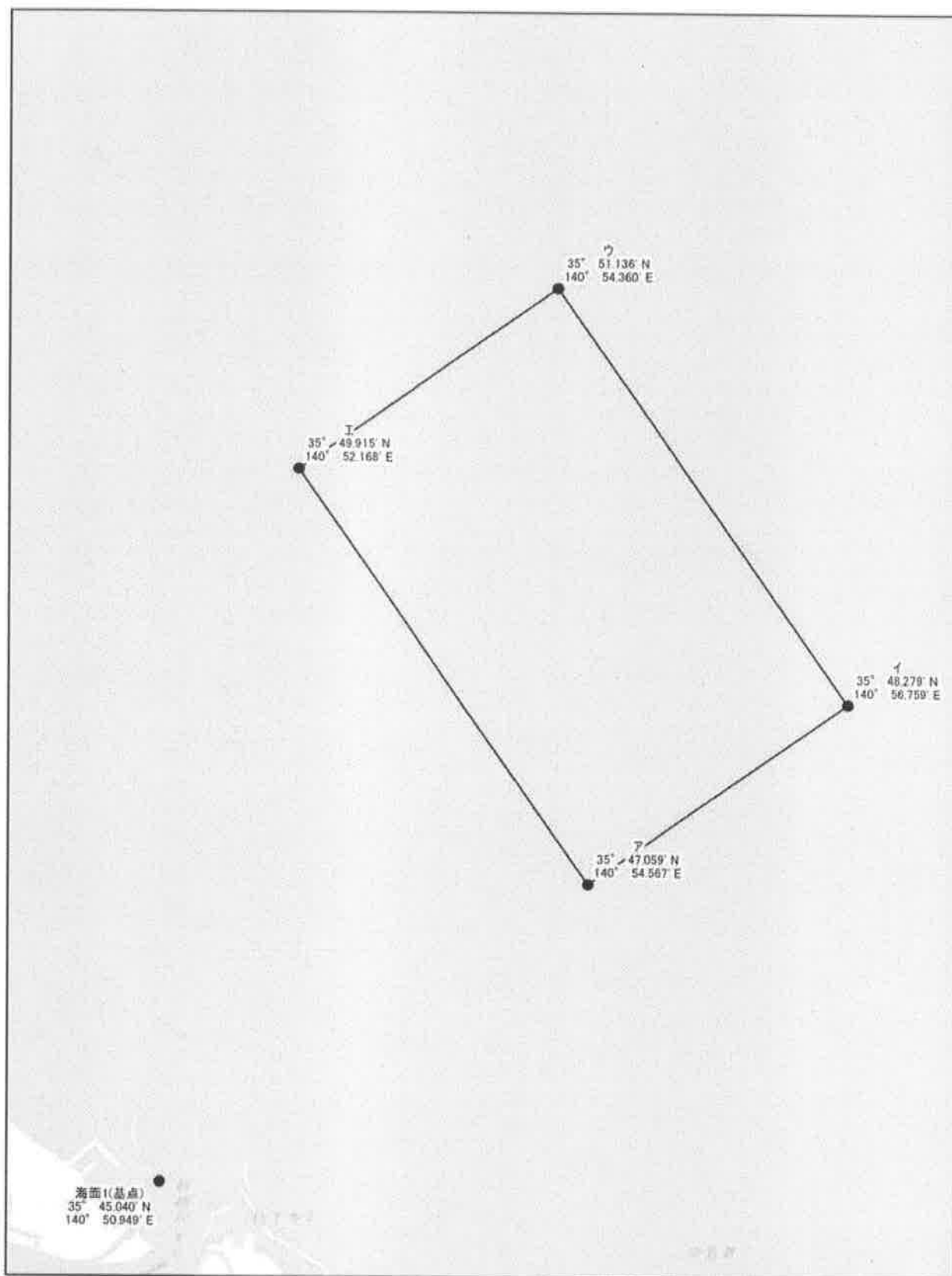
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(4) 関係地区

茨城県ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市、東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市、神栖市及び千葉県銚子市

(5) 存続期間

令和5年11月1日から令和9年2月28日まで



茨共第17号

背景図：地理院タイル

16 公示番号 茨定第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

茨城県日立市地先

ウ 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域（別図のとおり）

	緯度経度	位置
基点第23号	35° 34.567' N 140° 39.617' E	会瀬漁港南口防波堤（茨城県日立市会瀬町）に設置した標識により示された点
ア	36° 34.712' N 140° 41.822' E	基点第23号から84度50分（真方位）3,300メートルの点
イ	36° 34.425' N 140° 43.367' E	基点第23号から92度10分（真方位）5,600メートルの点
ウ	36° 33.655' N 140° 45.078' E	基点第23号から101度10分（真方位）8,320メートルの点
エ	36° 32.710' N 140° 44.385' E	基点第23号から115度15分（真方位）7,900メートルの点
オ	36° 33.480' N 140° 42.868' E	基点第23号から112度00分（真方位）5,250メートルの点
カ	36° 33.950' N 140° 41.462' E	基点第23号から112度00分（真方位）2,980メートルの点

(2) 制限又は条件

設置できる網漁具は、灘側、及び沖側とも1箇統以内とする。

(3) 免許予定日

令和5年9月1日

(4) 申請期間

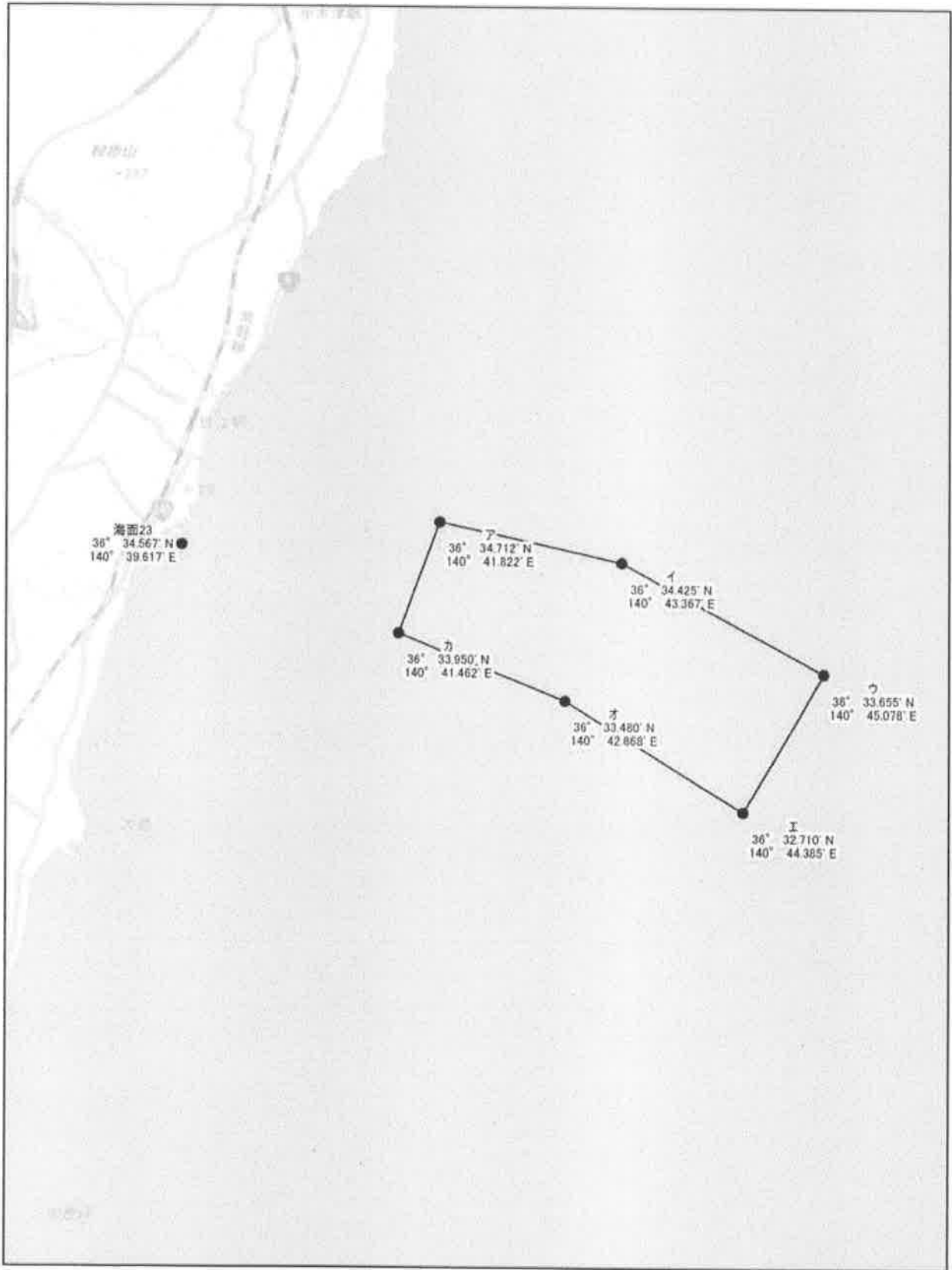
令和5年6月1日から令和5年7月31日まで

(5) 地元地区

茨城県日立市

(6) 存続期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで



茨定第1号

背景図：地理院タイル

第2 類似漁業権以外の漁業権

該当なし

第3 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

漁業権の一斉切替に伴う海区漁場計画(案)について

1 漁業権切替えスケジュールの概要

	月	事項	内容
R 4 今回	4~9月	意向調査 行使実態調査	関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、行使実態調査を実施
	6~12月	関係機関調整	関係者・関係機関との調整（利害関係人の意見聴取等） (法第64条第1項)
	11月	基本方針	委員会における免許切替えの基本方針案の協議
	11月	策定状況報告	委員会における海区漁場計画の策定状況の報告
	12月	漁場計画	委員会における海区漁場計画案の事前協議
	1月	委員会諮問	<u>知事から委員会あて海区漁場計画の諮問</u> (法第64条第4項)
	2月	公聴会	公聴会（法第64条第5項）
	2月	委員会答申	委員会から知事あて答申
	3月	決定公示	海区漁場計画の作成（県報掲載）（法第64条第6項）
	R 5	6~7月	免許申請
7~8月		審査	適格性の審査（法第72条）
8月		委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問（法第70条） 委員会から知事あて答申
8月		免許	免許状交付（法第69条）
9月		公示	県報掲載

※「法」は漁業法を示す

2 関係者、関係機関調整の結果

(1) 漁業関係者等への意見聴取(法第64条第1項)

ア 利害関係人等への意見聴取

漁場計画（素案）についてパブリックコメント制度（茨城県県民意見提出手続制度）により意見募集した。（期間：11/24～12/23まで）

結 果：意見の提出なし

イ 漁業権者（沿海各漁業協同組合）への意見聴取

漁場計画（素案）について照会した。

結 果：関係地区の住所の修正・追加の意見あり

(2) 関係機関への協議（同法第63条第1項）

海区漁場計画（素案）について公益への支障の有無を照会した。

協議先：茨城海上保安部、河川課、港湾課、水産振興課

結 果：「公益に支障を及ぼさない」旨の回答あり

3 海区漁場計画（素案）からの修正点

箇所		内 容
公示番号	項 目	
茨共第3号 (大津)	関係地区	漁業者の現住所から町名の修正（大津漁協）
茨共第4号 (大津・川尻)	関係地区	漁業者の現住所から町名の修正（大津漁協）
茨共第9号 (久慈浜丸小)	関係地区	漁業者の現住所地名を追加（久慈浜丸小漁協）
茨共第10号 (久慈町、久慈浜丸小)	関係地区	漁業者の現住所地名を追加（久慈町漁協）
茨共第11号 (久慈浜、久慈浜丸小、磯崎)	関係地区	漁業者の現住所地名を追加（久慈町漁協）
茨共第15号 (大洗町、鹿島灘、はさき)	漁場の区域	陸上計算点の新設（大洗地先） ※測量の結果判明した、現行の表記上の基点スの実際の位置とのずれを修正した。

茨城海区漁場計画(案)の概要(現行からの変更点)

資料1-3

公示番号 (免許番号)	関係漁協	(1)ア 漁業種類の名称及び漁業時期			(1)イ 漁場の位置 (1)ウ 漁場の区域 <small>※今計画から基点、 計算点の緯度経度を</small>	(2) 免許予定日	(3) 申請期間	(4) 関係地区、地 元地区	(5) 存在期間	備考 (変更理由等)
		漁業種類	漁業の名称 (対象漁業種類)	漁業時期						
茨共第1号	平潟	第1種	変更なし	変更なし	変更なし	令和5年9月1日	変更なし	令和5年9月1日から令和15年8月31日(10年間)		
茨共第3号	大津	第1種	えむし削除		変更なし ※1	〃		関係地区の修正	〃	対象漁業種：えむし資源の利用が見込まれないため 関係地区：現在の町名へ修正
茨共第4号	大津・川尻	第1種	変更なし		変更なし	〃		関係地区の修正	〃	関係地区：現在の町名へ修正
茨共第5号	川尻	第1種	えむし、こたまがい削除		変更なし ※1	〃		変更なし	〃	対象漁業種：えむし、こたまがい資源の利用が見込まれないため
茨共第6号	久慈町 (旧会瀬)	第1種	変更なし		変更なし ※1	〃		変更なし	〃	
茨共第7号	久慈町 (旧河原子)	第1種	変更なし		変更なし ※1	〃		変更なし	〃	
茨共第8号	久慈町(旧河原子)・ 久慈浜丸小	第1種	変更なし		変更なし	〃		変更なし	〃	
茨共第9号	久慈浜丸小	第1種	変更なし		変更なし ※1	〃		関係地区の追加	〃	関係地区：町名追加
茨共第10号	久慈町・久慈浜丸小	第1種	変更なし		変更なし ※1	〃		関係地区の追加	〃	関係地区：町名追加
茨共第11号	久慈町・久慈浜丸 小・磯崎	第1種	変更なし		変更なし	〃		関係地区の追加	〃	関係地区：町名追加
茨共第12号	磯崎	第1種	変更なし		変更なし	〃		変更なし	〃	
茨共第13号	那珂湊	第1種	あさり、あかがい削除		変更なし	〃		変更なし	〃	対象漁業種：あさり、あかがい資源の利用が見込まれないため
茨共第15号	大洗町・鹿島灘・は さき	第1種	変更なし		概ね変更なし	〃		変更なし	〃	漁場の区域： ①波崎漁港航路水面の一部拡大(河川との境界を明確化) ②緯度経度標記に伴う計算点1点(大洗地先)の新設
茨共第16号	大洗町・鹿島灘・は さき	第1・2種	変更なし		変更なし	〃		変更なし	〃	
茨共第17号	那珂湊・大洗町・鹿 島灘・はさき・(銚 子市)	第2種	変更なし		変更なし	令和5年11月1日		変更なし	令和5年11月1日から令和9年2月28日(3年4月間) ※2	
茨定第1号	久慈町 (旧会瀬)	定置	変更なし	変更なし	令和5年9月1日	変更なし	令和5年9月1日から令和10年8月31日(5年間)			

※1 表記は正(実質変更なし)

※2 本県と千葉県の間書により、令和5年11月1日からの10ヵ年について、存続期間3年4ヶ月毎に両県が交互に免許する。

茨城海区における海区漁場計画(案) 概要

※ 色付きは現行から変更箇所

公示番号		茨共第1号	茨共第3号	茨共第4号	茨共第5号	茨共第6号	茨共第7号	茨共第8号	茨共第9号	茨共第10号	茨共第11号	茨共第12号	茨共第13号	茨共第15号	茨共第16号		茨共第17号	茨定第1号		
ア 漁業種類等 漁業種類		第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第1種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	第2種共同漁業	
漁業の名称		いせえび	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		うに	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		なまこ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ほや	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		えむし		○→×		○→×														
		たこ																		
		あわび	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		さざえ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		かき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		いかい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		はまぐり		○																
		こたまがい		○		○→×														
		うばがい		○																
		あかがい																		
		あさり																		
		なगरみ																		
		わかめ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		あらめ・かじめ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ひじき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		いわのり		○		○														
		あおさ		○		○														
		まつも		○																
		ふのり		○		○														
		てんぐさ		○																
		つのまた類				○														
		おごり								○										
		雑魚建網																		
		ぶり定置																		
漁業時期		1月1日から12月31日まで														12月1日から翌年9月30日まで	12月1日から翌年9月31日まで	1月1日から12月31日まで		
イ 漁場の位置		北茨城市平潟町地先	北茨城市大津町から高萩市高戸地先	高萩市高戸地先	日立市十王町伊師から田尻町に至る地先	日立市東滑川町から余瀬町地先	日立市東成沢町、園分町及び河原町地先	日立市東金沢町地先	日立市東大沼町、水木町及び大みか町地先	日立市大みか町及び久慈町地先	那珂郡東海村地先	ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町地先	ひたちなか市のうち平磯町及び旧那珂湊一円地先	東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先	東茨城郡大洗町から神栖市に至る地先	茨城県神栖市地先	茨城県日立市地先			
ウ 漁場の区域		区域変更 表記は正	なし あり	なし なし	なし あり	なし あり	なし あり	なし なし	なし あり	なし あり	なし なし	なし なし	なし なし	なし あり	概ね変更なし なし	なし なし	なし なし			
(2) 免許予定日		令和5年9月1日																		
(3) 申請期間		令和5年6月1日から令和5年7月31日まで														令和5年11月1日	令和5年9月1日			
(4) 関係地区(地元地区)		北茨城市平潟町及び関本町関本中	茨城県北茨城市大津町、大津町五浦、大津町北町、関南町神岡上、関南町神岡下、関南町仁井田及び磯原町磯原並びに高萩市高戸	茨城県北茨城市大津町、大津町五浦、大津町北町、関南町神岡上、関南町神岡下、関南町仁井田及び磯原町磯原並びに高萩市高戸並びに日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小本津町、日高町、相田町及び田尻町	日立市十王町伊師、川尻町、折笠町、小本津町、日高町、相田町及び田尻町	日立市滑川町、東滑川町、本宮町、高鈴町、東旭町、旭町、相賀町、幸町及び余瀬町	日立市河原町、東金沢町及び東多賀町	日立市河原町、東多賀町、東金沢町及び水木町	茨城県日立市水木町及び大みか町	茨城県日立市大みか町、久慈町、石名坂町及び南高野町	茨城県日立市水木町、大みか町、久慈町、石名坂町及び南高野町並びにひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町	茨城県ひたちなか市阿字ヶ浦町及び磯崎町地先	茨城県ひたちなか市のうち平磯町、平磯遠原町及び旧那珂湊一円	東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市及び神栖市	東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市、神栖市及び千葉県銚子市	ひたちなか市のうち平磯町以南の旧那珂湊市、東茨城郡大洗町、鉾田市、鹿嶋市、神栖市及び千葉県銚子市	日立市			
(5) 存続期間		令和5年9月1日から令和15年8月31日まで														令和5年11月1日から令和9年2月28日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで			

(1) 免許の内容たるべき事項

公 告 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

◎海区漁場計画に関する公聴会開催

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定に基づき、茨城海区における海区漁場計画について、次のとおり公聴会を開催しますので、意見を述べたい方はご出席ください。

令和5年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会 長 高濱 芳明

1 開催日時及び場所

令和5年2月16日（木）午後2時

水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎 3階 共用会議室A

2 案件

共同漁業及び定置漁業の海区漁場計画案について

共同漁業 茨共第1号、同第3号から同13号、同15号及び同16号
茨共第17号（大根漁場）

定置漁業 茨定第1号

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

(1) 縦覧に供する書類 茨城海区における共同漁業及び定置漁業の海区漁場計画案の写し

(2) 縦覧の期間 令和5年2月6日から令和5年2月15日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 縦覧の場所

ア 共同漁業 茨共第1号、同第3号から同13号、同15号及び同16号

・茨城海区漁業調整委員会事務局（水戸市笠原町978番6（県庁18階漁政課内））

イ 共同漁業 茨共第17号（大根漁場）

・茨城海区漁業調整委員会事務局（水戸市笠原町978番6（県庁18階漁政課内））

・千葉県銚子水産事務所（千葉県銚子市川口町2丁目6385番地の439）

ウ 定置漁業 茨定第1号

・茨城海区漁業調整委員会事務局（水戸市笠原町978番6（県庁18階漁政課内））

・日立市産業経済部農林水産課（日立市助川町1丁目1番1号（日立市役所内））

・川尻漁業協同組合事務所（日立市川尻町1丁目10番10号）

- ・久慈町漁業協同組合事務所（日立市久慈町1丁目1番2号）
- ・久慈町漁業協同組合会瀬支所（日立市会瀬町1丁目1番8号）
- ・久慈町漁業協同組合河原子出張所（日立市河原子町3丁目1番14号）
- ・久慈浜丸小漁業協同組合事務所（日立市久慈町1丁目1番2号）

3 公述の申し込み

公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）は、公聴会前日の午後3時まで別に定める様式により、住所、氏名、年齢、職業、当該事案に関して利害関係を有する理由及び発言内容の要旨を記載した書面を当委員会事務局に提出すること。

4 公述者の範囲

公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該海区において漁業を営む者
- (2) 当該海区において漁業を営もうとする者
- (3) その他の利害関係人

5 その他

上記のほか、公聴会は茨城海区漁業調整委員会の公聴会に関する手続規定（昭和36年3月20日規程第2号）に定めるところによる。

様式

公 述 申 込 書

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 年 齢
- 4 職 業
- 5 当該事案に関して利害関係を有する理由
- 6 発言内容の要旨

令和 年 月 日

氏名(自署)

茨城海区漁業調整委員会
会 長 高濱 芳明 殿

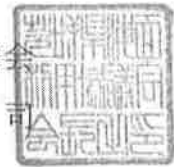


資料No. 2

茨海利協第 4 号
令和 5 年 1 月 1 8 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会
会長 岡本 成 司



はまぐりの採捕数量制限に係る委員会指示について（答申）

令和 4 年 1 1 月 2 9 日付け茨漁調委諮問第 2 号で諮問のあったこのこと
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

大洗サンビーチにおけるはまぐりの過剰採捕の抑制及び持続的な利用の推進を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「第1・第2サンビーチ」という。）においては、はまぐりを採捕ができる重量を、1人1日あたり1kgまでとする。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

採捕量の制限を設定する区域		
区 域	基 点 等 の 位 置	
大洗サンビーチ（第1・第2サンビーチ）	イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点 エ：オの沖側突端部の点 オ：大洗港区西防砂堤 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第6号から30度35分（真方位）1,099メートルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度46分49秒（真方位）引いた線との交点 B：基点7号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点 基点6号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点7号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66地先に設置した標識

- 2 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、第1・第2サンビーチにおけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

採捕数量制限の設定区域図



第1・第2サンビーチにおけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 第1・第2サンビーチにおいて、制限を超えるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(様式第4号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

第1・第2サンビーチにおけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称 ⑩
(電話番号)

委員会指示に基づく採捕量を設定する区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目 的

2 採捕計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書等

様式第2号

茨調第 号 第1・第2サンビーチにおけるはまぐり試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及び漁法	
使用する船名	
採捕に従事する 者の住所 及び氏名	
承認有効期間	
令和 年 月 日 茨城海区漁業調整委員会 会長 高 濱 芳 明	

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

印

第1・第2サンビーチにおけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

㊞

第1・第2サンビーチにおけるはまぐり試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由



資料No. 3

茨海利協第 5 号
令和 5 年 1 月 1 8 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会
会長 岡 本 成 司



保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止に係る委員会指示
について（答申）

令和4年11月29日付け茨漁調委諮問第3号で諮問のあったこのこと
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

はまぐりの保護及び資源管理型漁業の推進を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「保護区域」という。）においては、はまぐりの採捕を禁止する。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

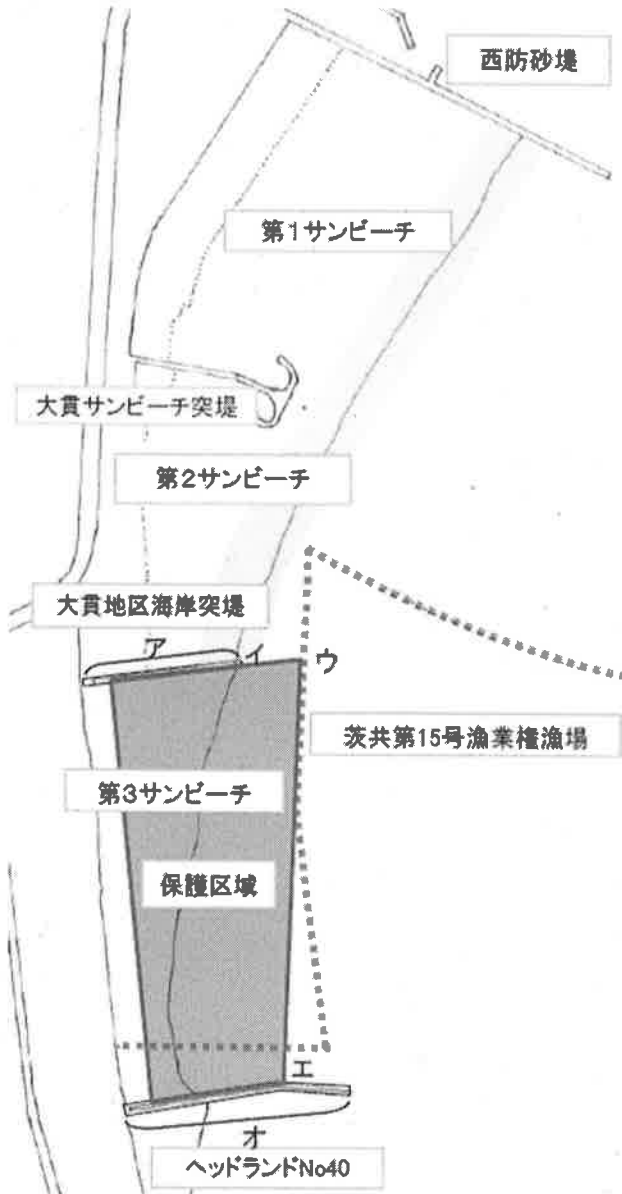
保 護 区 域	
区 域	基 点 等 の 位 置
大洗 サンビーチ	イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点 エ：オの基部から280メートルの屈折点 オ：ヘッドランドNo40 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第6号から30度35分（真方位）1,099メートルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度46分49秒（真方位）引いた線との交点 B：基点7号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点 基点6号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点7号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66地先に設置した標識

鹿島港 北側平井浜	イ、ウ及びエの 各点を順次に結ん だ線とア、オ及び 最大高潮時海岸線 によって囲まれた 区域	ア：鹿島港海岸突堤(平井) イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第2地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第2船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜側面護岸
--------------	---	---

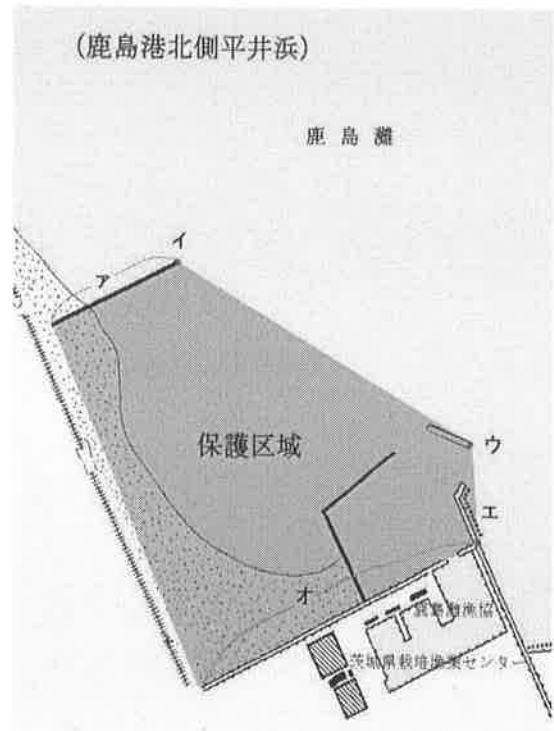
- 2 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

保護区域図

大洗サンビーチ



鹿島港北側平井浜



保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 保護区域におけるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(様式第4号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

⑩

(電話番号

)

委員会指示に基づく保護区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目 的

2 採捕計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

茨調第 号 保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及び漁法	
使用する船名	
採捕に従事する 者の住所 及び氏名	
承認有効期間	
令和 年 月 日 茨城海区漁業調整委員会 会長 高 濱 芳 明	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

印

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第 4 号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

⑩

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由



資料No. 4

茨海利協第 6 号
令和 5 年 1 月 1 8 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会
会長 岡 本 成



全長 30 センチメートル未満のひらめの採捕禁止に係る
委員会指示について (答申)

令和 4 年 1 1 月 2 9 日付け茨漁調委諮問第 4 号で諮問のあったこのこと
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、全長30センチメートル未満のひらめを採捕してはならない。
ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。
- 2 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、全長30センチメートル未満のひらめの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 全長30センチメートル未満のひらめ採捕承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(様式第4号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

ひらめ試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称 ⑩
(電話番号)

委員会指示に基づく全長30センチメートル未満のひらめの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第 2 号

茨調第 号	
ひらめ試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高 濱 芳 明	

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称



ひらめ試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

印

ひらめ試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請
します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由



資料No. 5

茨海利協第 7 号
令和 5 年 1 月 1 8 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会
会長 岡本 成 司



河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止に係る委員会指示
について（答申）

令和4年11月29日付け茨漁調委諮問第5号で諮問のあったこのこと
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

- 1 茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあつて、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

河 川	禁 止 区 域
里 根 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
江 戸 上 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
関 根 川	関根川河口左岸導流堤突端から半径200m以内
花 貫 川	花貫川河口左岸導流堤突端から半径300m以内
十 王 川	十王川河口基点13号から半径200m以内
鮎 川	鮎川河口左岸コンクリート護岸とコンクリートブロック積護岸の境界点から半径250m以内
新 川	新川河口右岸導流堤突端から半径350m以内

- 2 この指示の有効期間は、令和5年5月1日から令和5年12月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、さけ及びますの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 禁止区域におけるさけ及びますの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証(様式第2号)を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(様式第4号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称 ⑩
(電話番号)

委員会指示に基づく禁止区域におけるさけ及びますの採捕承認を受けたいので、
下記のとおり申請いたします。

記

1 目 的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第2号

茨調第 号	
禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高 濱 芳 明	

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

印

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

印

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請
します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失（き損）の理由



資料No. 6

茨海利協第 8 号
令和 5 年 1 月 1 8 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明 殿

茨城県海面利用協議会
会長 岡本 成



ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に係る委員会指示
について (答申)

令和 4 年 1 1 月 2 9 日付け茨漁調委諮問第 6 号で諮問のあったこのこと
については、原案のとおりで差し支えありません。



指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした生き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以上の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯36度32分以上から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1月1日から12月31日まで
北緯36度00分以上から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯35度52分以上から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4月1日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4月1日から11月30日まで

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした生き餌を用いた釣りをさせてはならない。

- 3 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。